

令和 4 年度

府立学校に対する指示事項

～ 未来を拓く^{ひら}教育をめざして～

大阪府教育委員会

未来を拓く^{ひら}教育をめざして

令和元年12月に発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、世界各地に拡大し、未だ終息の兆しはありません。府立学校においては、学校教育活動における感染拡大防止に向けた様々な対応が求められる中、授業や学校行事等の工夫や相談体制の充実に努めていただくとともに、臨時休業等への対応としてオンライン等を活用した子どもたちへの学習支援や心身のケア等にも取り組んでいただいているところです。今後もこの2年間の経験を活かした感染防止対策を続けながら、学校教育ならではの学びを大事にした教育活動を進め、すべての子どもの学びと育ちが実現できるよう、教育庁としても引き続き最大限の支援を行ってまいります。

さて、令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」においては、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、子ども一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために必要となる資質・能力を育成していくことの重要性が指摘されています。その実現に向けては、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた「協働的な学び」とを一体的に充実していくことが示されたところです。

そのような中、オンライン学習等のICTを基盤とした先端技術等の果たす役割は、一層大きくなっており、子どもたちがICTを適切・安全に使いこなすため、ネットリテラシー等の情報活用能力を育成していくことが必要です。また、これまでの教育実践の蓄積に加え、ICTを効果的に活用して、主体的・対話的で深い学びを実現するなど、教育の質の向上を図っていくことも重要となります。府においては、引き続き「スマートスクール推進事業」により児童・生徒向けの1人1台の学習者用端末の活用を進め、今後、その成果等も踏まえて、新しい時代の教育の実現に向けた取組みを全府立学校で推進していきます。

また、令和4年1月、大阪府学校教育審議会より、「今後の府立高校のあり方等について」の答申が示され、「公平性」「卓越性」「多様性」の観点から、「生徒の多様性に応じて、誰一人取り残すことのない教育」、「個性や才能を伸ばし、自己肯定感を育む教育」をめざし、生徒のニーズに的確に対応できる多様で柔軟な特色・魅力ある教育の実施について提言がなされました。

中でも、卒業後の進学や就職等を見据え、社会の一員としての役割を果たすべく、入学当初からの系統的・継続的なキャリア教育を通して、一人ひとりの個性、能力を最大限発揮し、自ら考え、行動するために必要な能力や態度を育てることや、それに向けた学習意欲の向上や進路希望の実現につながる多様な取組み、生徒の幅広い多様性に対応するための取組みを進めることの重要性が指摘されたところです。

その実現に向けては、すべての子どもたちにとって学校が安全で安心な学びの場となるよう、貧困や虐待、ヤングケアラー、新型コロナウイルス感染症に係る影響など、子どもたちを取り巻く様々な現状や課題を踏まえた支援体制の充実に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な活用、福祉・保健部局等との一層の連携が求められます。さらに、子どもたちの人権問題に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめ

を許さない意識、いじめをなくす実践力を育む取組みを意識的・継続的に行うことが大切です。

併せて、学校の組織が、いじめ・虐待等の生徒指導、災害、感染症等、あらゆる危機管理事案に対して、適切に対応できるものとなっているか、状況に応じて対策や体制の見直しを図ることが必要であり、教職員が一体となって組織的に対応することが重要です。校長・准校長がリーダーシップを発揮し、組織マネジメントを推進できるよう、引き続き支援していきます。

同時に、教職員の働き方改革については、国や府の通知等に基づき、教職員の長時間勤務の是正、負担軽減に向けて取り組んでいきます。

また、支援教育については、令和3年9月、「特別支援学校設置基準」が公布、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。引き続き、知的障がいのある児童・生徒の増加等への対応として新たな知的障がい支援学校の整備等を着実に進めるとともに、多様化する障がいの状況を的確に把握し、医療的ケア等、個に応じた適切な指導・支援を行うことができる高度な専門性・指導力を有する教員の育成を進めるなど、支援学校のセンター的機能のさらなる発揮に向けた仕組みの構築等に取り組みます。

令和4年度より大阪市立中学校・高等学校が府に移管されます。これまでの市立高校等の特色ある教育課程や優れた実践等を継承・発展させるとともに、これまで府立・市立の双方が蓄積してきた「圧倒的な教育資源」を新たな府立学校の枠組みの中で共有していくことにより、大阪の教育力の一層の向上を実現していきます。

この「府立学校に対する指示事項」は、「大阪府教育振興基本計画」を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定めたものです。それぞれの学校においては、「大阪の教育力」の向上に向け、「学校力」をさらに高めるため、ここに示す内容を確認しながら、学校の教育活動の再点検を行ってください。そして、校長・准校長のリーダーシップのもと、教職員が目標を共有し、一丸となって幼児・児童・生徒一人ひとりの個性に応じて、その力を最大限に伸ばす多様な学びを可能にする教育を実現することができるよう、教育の営みを通じて子どもと教職員とが共に力を高め合う学校づくりを推し進めてください。

なお、府立中学校については、本指示事項のほか、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」や府教育委員会が市町村教育委員会に対して発出する、中学校に関する通知等の内容も踏まえて学校運営を行ってください。

令和4年2月

本書では幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領を学習指導要領と言う。

また、新学習指導要領とは、支援学校幼稚部においては平成30年度から、小学校及び支援学校小学部においては令和2年度から、中学校及び支援学校中学部においては令和3年度から、高等学校及び支援学校高等部においては令和4年度から実施される学習指導要領のことを言う。

目次

令和4年度の取組みの重点

特別重点	新型コロナウイルス感染症に係る対応	8
重点1	公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上	
(1)	【新学習指導要領の確実な実施 - 「確かな学力」の育成と授業改善 - 】	10
(2)	【ICTを活用した取組みの推進 - 1人1台端末の効果的な活用 - 】	11
(3)	【グローバル社会に対応できる人材の育成】	11
(4)	【学びに向かう環境づくりの充実】	12
重点2	障がいのある子どもの自立支援	
(5)	【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】	13
(6)	【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】	13
重点3	豊かでたくましい人間性のはぐくみ	
(7)	【人権尊重の教育の推進】	14
(8)	【いじめの防止】	15
(9)	【情報リテラシーの育成】	16
(10)	【中途退学・不登校の未然防止】	17
(11)	【部活動の取組み】	17
重点4	健やかな体のはぐくみ	
(12)	【薬物乱用防止の取組み】	18
重点5	教員の資質向上	
(13)	【教職員の組織的・継続的な人材育成】	18
(14)	【不祥事の防止】	19
(15)	【体罰・セクハラ防止の取組み】	20
(16)	【職場におけるハラスメントの防止】	20
(17)	【「指導が不適切である」教員への対応】	21
重点6	学校の組織力向上と開かれた学校づくり	
(18)	【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】	22
(19)	【働き方改革】	22
(20)	【個人情報の適正な管理】	23
重点7	安全で安心な学びの場づくり	
(21)	【子どもたちの生命・身体を守る取組み】	24
(22)	【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】	24
(23)	【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】	25
(24)	【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】	26
重点8	地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	
(25)	【家庭教育支援の充実】	27

本編

第1章 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

「取組みの重点」に関する事項

(1) 【新学習指導要領の確実な実施 - 「確かな学力」の育成と授業改善 - 】	
< 特色ある教育活動の充実 >	28
< 教育課程の編成 >	28
< 学習内容の充実 >	28
< 学習指導要領の確実な実施 >	28
< 学習指導等における留意点 >	29
< 児童・生徒の学習評価 >	29
< 学習形態の工夫 >	30
< 授業の質の向上 >	30
< 授業改善 >	30
< 総合的な探究(学習)の時間の実施 >	31
< 学校外の学修 >	31
(3) 【グローバル社会に対応できる人材の育成】	
< 国際教育 >	31
< 海外修学旅行の実施 >	31
< 近隣アジア諸国との交流 >	32
< 理数教育の充実 >	32
< 環境教育の推進 >	32
< 平和教育の推進 >	32

第1章に係る重要事項

< 学校の教育活動の積極的な情報発信 >	32
< 文化財の活用 >	32
< 学校図書館の活用 >	33
< 異なる校種間での連携の推進 >	33

第2章 障がいのある子どもの自立支援

「取組みの重点」に関する事項

(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】	
< 交流及び共同学習の推進 >	34
< 高等学校における支援教育の推進 >	34
(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】	
< 個々の状況に即した適切な支援の充実 >	34
< 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 >	35
< 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援 >	35
< 支援学校における地域支援の推進 >	36
< 医療的ケアのさらなる充実 >	36
< 障がいのある児童・生徒へのキャリア教育の充実 >	36

第2章に係る重要事項

< 支援学校における放課後等の諸活動の充実 >	37
-------------------------------	----

第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

「取組みの重点」に関する事項

(7) 【人権尊重の教育の推進】	
< 人権教育推進計画の作成 >	38
< 人権教育の一環としての同和教育の推進 >	38

< ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応 >	38
< 日本語指導が必要な生徒に対する支援 >	39
< 障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応 >	39
< 互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進 >	39
< 人権侵害事象等に対する対応 >	40
< P T Aの人権意識の高揚 >	40
< 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進 >	40
< 人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携 >	41
(8) 【いじめの防止】	
< いじめの未然防止及び早期発見・早期対応 >	41
< 多様化する生徒指導上の課題への対応の充実 >	41
(9) 【情報リテラシーの育成】	
< 情報通信ネットワークの適切な活用 >	41
< 情報モラルの育成 >	42
< 携帯電話等使用に係る指導の充実 >	42
(10) 【中途退学・不登校の未然防止】	
< 中途退学防止に向けた指導体制の確立 >	42
< 不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実 >	43
(11) 【部活動の取組み】	
< 部活動の在り方 >	43

第3章に係る重要事項

< 政治的教養を育む教育の推進 >	43
< 消費者教育の充実 >	44
< 日本人拉致問題に関する理解 >	44
< キャリア教育の充実 >	44
< 進路指導の充実 >	44
< 進路に係る問題事象への対応 >	45
< 経済的理由により就学困難な生徒への配慮 >	45
< 進学に係る奨学金等の指導 >	45
< 読書活動の推進 >	45
< 国旗・国歌の指導 >	45
< 心の教育の充実 >	46
< 「志(こころざし)学」の充実・改善 >	46
< 道徳教育の推進 >	46
< 体験活動の充実 >	46
< 大阪人権博物館(リパティおおさか)の活用 >	46
< 規範意識の育成 >	46
< 「こころの再生」府民運動 >	47
< がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励 >	47
< 問題行動への対応の充実 >	47
< 教育相談体制の充実 >	47
< 子どもの尊厳を守る取組み >	47
< 生徒の状況に応じた指導の工夫と改善 >	47
< 法定表簿等の適切な記載 >	48

第4章 健やかな体のはぐくみ

< 学校保健計画の策定 >	49
< 健康教育の充実・体力づくりの推進 >	49
< 健康相談体制の充実 >	49
< 学校保健委員会の開催 >	49
< 性に関する指導の充実 >	49
< 養護教諭複数配置校における取組みの充実 >	49
< 食育の推進 >	50

第5章 教員の資質向上

「取組みの重点」に関する事項

(13) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

< 社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上 >	51
< 教職員相互に高め合う職場環境づくり >	51
< 校内外の研修を効果的に活用した人材育成 >	51
< その他各種研修成果の還元 >	51
< 教職員全体の指導力向上 >	51
< 支援学校における教員の専門性の向上 >	52
< 教職員のカウンセリングスキルの向上 >	52
< 教職員人権研修ハンドブックの活用 >	52

(14) 【不祥事の防止】

< 飲酒運転について >	52
< 服務監督について >	52
< 自家用自動車等を使用しての通勤認定について >	53
< 通勤について >	53
< 兼職・兼業について >	53
< 旅費について >	53

(15) 【体罰・セクハラ防止の取組み】

< 体罰の防止 >	54
< セクシュアル・ハラスメントの防止 >	54
< 相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応 >	55

第5章に係る重要事項

< 教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について >	55
< 評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成 >	55
< 教員免許更新制についての周知徹底 >	56
< 優秀教職員等表彰について >	56
< 承認研修について >	56
< 次世代育成について >	56
< 女性活躍の推進について >	56

第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

「取組みの重点」に関する事項

(18) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

< P D C A サイクルによる学校経営の推進 >	57
< 学校評価における学校関係者評価の活用 >	57
< 組織的・効率的な学校運営 >	57
< 支援チームの活用 >	58
< 職員会議の適切な運営 >	58
< 加配教員の適切な活用 >	58

(19) 【働き方改革】

< 在校等時間管理について >	58
< 休憩時間について >	59
< 労働安全衛生体制の充実 >	59

(20) 【個人情報の適正な管理】

< 情報管理規定の策定 >	60
< 行政文書や個人情報の適切な取扱い >	60
< 情報機器からの情報漏洩の防止 >	60

第6章に係る重要事項

< 学校会計事務の適正化 >	61
----------------------	----

< 廃棄物処理等事務の適正化 >	61
< 入学者選抜の厳正な実施 >	61
< 保護者・地域ニーズの学校運営への反映 >	61
< 学校運営協議会を通じた学校運営 >	62
< 保護者等への授業公開 >	62
< 学校Webページの活用 >	62
< 校務におけるICT活用の推進 >	62
< 工科高校等の地域連携・地域貢献 >	62
< 週休日の教育活動 >	63
< 土曜授業 >	63
< 非常勤職員の効果的な配置と活用 >	63
< 行政の福祉化 >	64
< 転入学の受入対応 >	64
< 就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策 >	64
< 備品の適正管理 >	64

第7章 安全で安心な学びの場づくり

「取組みの重点」に関する事項

(21) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】	
< 生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携 >	65
(22) 【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】	
< 学校安全計画の策定 >	65
(23) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】	
< 安全確保及び学校の安全管理 >	65
< 安全対策の推進 >	66
< 緊急事態への対処 >	66
< 学校給食における衛生管理の徹底 >	67
(24) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】	
< 学校の体育活動中の事故防止等の徹底 >	67

第7章に係る重要事項

< A E Dを含む心肺蘇生実習の実施 >	68
-----------------------------	----

第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

「取組みの重点」に関する事項

(25) 【家庭教育支援の充実】	
< 親学習の実施促進 >	69

第8章に係る重要事項

< 教育コミュニティへの参画と活性化 >	69
< 地域学校協働活動への参画・協力 >	69
< P T A活動の活性化 >	69
資料	70

令和4年度の取組みの重点

特別重点 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校における感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、幼児・児童・生徒の学びを保障していく必要がある。

その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないように指導するとともに、教職員に過度な負担がかかることのないよう十分留意する必要がある。

ア 子どもの安心・安全の確保

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」や最新の通知等をもとに、学習活動、学校行事、部活動その他学校生活の様々な場面（給食、休み時間や清掃時等）において、引き続き感染症対策を継続しながら教育活動を行うこと。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校において感染が確認された際に適切に対応できる体制を引き続き整備しておくこと。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

また、「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでとは違う環境のなかで、様々なストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化等によって、様々な思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支援すること。

イ 学びの保障

学習指導要領等の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、感染症対策を継続しながら工夫して「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めること。

また、各学校において教育課程を実施するにあたっては、幼児・児童・生徒の前年度の学びの定着等に十分配慮すること。

加えて、感染症の発生等による学校の臨時休業や、感染拡大等により登校できない幼児・児童・生徒への対応として、計画性を持った家庭学習を課し、各学校の「非常時におけるオンラインを活用した学びの保障ガイドライン」等をもとに、ICTを活用するなど、学習を支援するとともに、学習状況等の把握を行い、すべての幼児・児童・生徒の学びを保障すること。

ウ 人権尊重の教育の推進

新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めること。

その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによる差別やいじめを起ささない集団づくり等を一層充実させること。

エ 教職員の負担軽減

新型コロナウイルス感染症に係る対応においては、スクールサポートスタッフ等の外部人材の活用やICTの活用等により業務の効率化を図ること。加えて、特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ業務分担を行うなど体制を整備しておくこと。

全体に係る資料

- 「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」(最新版を参照すること)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」(最新版を参照すること)
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」文部科学省(最新版を参照すること)

イに係る資料

- 「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」(令和3年10月5日・教高第2820号)
- 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月25日・教高第3869号・別添2)
- 「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について」(令和2年8月21日・教高第2311号)
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」(令和2年6月・文部科学省)
- 「新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導について」(令和2年5月25日・教高第1556号)
- 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」(令和2年5月15日・教高第1505号)
- 「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」(令和2年5月1日・教高第1371号)

ウに係る資料

- 「人権教育リーフレット『新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別』」(令和3年3月)
- 「児童向け資料『しんがたコロナについて じぶんの 気もちに 気づく』及び生徒向け資料『新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別に気づくために』について」(令和2年6月19日・教人第1047号)

アに係る関連項目	P25 <保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底> P49 <学校保健計画の策定> <健康教育の充実・体力づくりの推進> <健康相談体制の充実> <学校保健委員会の開催>
イに係る関連項目	P10 <新学習指導要領の確実な実施 - 「確かな学力」の育成と授業改善 - > P11 <ICTを活用した取組みの推進 - 1人1台端末の効果的な活用 - > P13 <「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進> <一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実>
ウに係る関連項目	P14 <人権尊重の教育の推進> P15 <いじめの防止> P17 <中途退学・不登校の未然防止> P24 <子どもたちの生命・身体を守る取組み>
エに係る関連項目	P22 <校長のリーダーシップによる学校経営の確立> <働き方改革> P57 <組織的・効率的な学校運営> P58 <在校等時間管理について> P59 <労働安全衛生体制の充実>

重点1 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

- 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 -

(1) 【新学習指導要領の確実な実施 - 「確かな学力」の育成と授業改善 - 】

新学習指導要領や高大接続改革を踏まえて、社会の中で生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を行うための取組みが必要である。

そのためには、学校として育てたい幼児・児童・生徒像や、その実現のために必要な資質・能力を明確にし、それを各教科等の指導のねらいとして設定した上で授業等を行っていくことが大切である。

加えて、「指導と評価の年間計画（シラバス）」に基づき、指導と評価の一体化の観点から、PDC Aサイクルによる授業改善に努めることが必要である。

ア 新学習指導要領の内容について、教職員に周知を徹底するとともに、適切な教育課程の編成・実施を行うこと。

イ 「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして授業を行うこと。

ウ 「幼児理解に基づいた評価」や「観点別学習状況の評価」を進めるとともに、計画・実践（指導）・評価・改善という一連の活動を繰り返すことにより授業等の改善を行うこと。

エ 高等学校及び支援学校高等部における令和3年度以前の入学生に係る移行措置については、通知に基づき遺漏なく実施すること。特に、新学習指導要領の「道徳教育に関する配慮事項」や同要領解説の「総合的な探究の時間改訂の趣旨及び要点」に留意すること。

「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」
（令和3年8月26日・文部科学省）

「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（令和3年1月）

「支援学校授業評価ガイドライン」（令和2年4月）

「平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について（通知）」
（令和元年9月25日・文部科学省）

「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」
（平成31年3月28日・文部科学省）

「幼児理解に基づいた評価」（平成31年3月・文部科学省）

「特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）」（平成31年2月4日・文部科学省）

「高等学校授業評価ガイドライン【 】」（平成31年2月）

「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中の学習指導等について」
（平成30年8月31日・文部科学省）

「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年3月・文部科学省）

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年4月1日・文部科学省）

- 関連項目 P28 <特色ある教育活動の充実> <教育課程の編成> <学習内容の充実>
 <学習指導要領の確実な実施>
 P29 <学習指導等における留意点> <児童・生徒の学習評価>
 P30 <学習形態の工夫> <授業の質の向上> <授業改善>
 P31 <総合的な探究(学習)の時間の実施> <学校外の学修>

(2)【ICTを活用した取組みの推進 - 1人1台端末の効果的な活用 -】

1人1台端末を効果的に活用し、児童・生徒の学習活動を一層充実させるため、府教育委員会が策定した「生徒1人1台端末の活用促進に向けたアクションプラン」を踏まえ、各学校で策定した「生徒1人1台端末利活用プラン」に基づき、計画的かつ組織的に取組みを進めていく必要がある。

ア 各教員が、教科・科目等の特質等を踏まえ、これまでの教育実践にICTを効果的に取り入れ、一斉学習、個別学習及び協働学習を組み合わせることにより、児童・生徒の学びの深化を図ること。

イ 校内体制を整備し、ICTを活用した授業実践に向けた教員研修の実施や好事例の共有等、学校として組織的な取組みを推進すること。

ウ 取組みの推進に当たっては、外部人材等を効果的に活用するとともに、国や府教育委員会が作成する資料や府教育センターが行う研修等も活用すること。

「府立高等学校における生徒1人1台端末の活用促進に向けて」
 (令和3年9月3日・教高第2538号)
 「府立高校における生徒1人1台端末の活用促進に向けたアクションプラン」(令和3年9月)
 「オンライン学習を進めるための実践ガイドブック~G Suite for Educationを活用して~」
 (令和2年9月)

(3)【グローバル社会に対応できる人材の育成】

Society5.0時代の到来に向け、グローバル化や人工知能・IoT等の技術革新等が加速度的に進展する中、各学校においては、SDGs(持続可能な開発目標)の視点も踏まえた、国際的な視野や問題発見・解決能力、論理的思考力、探究力、コミュニケーション能力を育てることが必要である。

ア 国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語の4技能(「聞く・話す・読む・書く」)をバランス良く育成すること。そのため、英語スピーキングテストを実施するなど、英語を話す力の育成に努めること。

イ 国際交流等により文化や習慣の違いを尊重する精神等を育むように努めること。

ウ 理数教育の充実を図り、科学的な見方、考え方、表現力等を育成すること。

「大阪府立高等学校英語スピーキング教材」(平成31年1月)
 「大阪府立高等学校英語スピーキングテスト」(平成30年9月)
 「府立高等学校における英語スピーキングテストの実施について」
 (平成30年6月11日・教高第1760号)
 「『英語を話す力』を伸ばすための教材集」(平成30年3月)

- 関連項目 P31 <国際教育> <海外修学旅行の実施>
 P32 <近隣アジア諸国との交流> <理数教育の充実>
 <環境教育の推進> <平和教育の推進>

(4) 【学びに向かう環境づくりの充実】

貧困、虐待、ヤングケアラー等、大阪の子どもたちをめぐる様々な現状や課題を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒の学校生活を支え、安心して学べる環境を整えることにより、子どもたちが自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、自己実現を図ろうとする意欲や態度を育むことが重要である。

ア 全教職員により、幼児・児童・生徒との信頼関係に基づく一致協力した指導・支援体制を築くことで、組織的に対応するよう努めること。

イ 日々の学校生活において、幼児・児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己肯定感を高められる取組みを推進すること。

ウ 様々な課題を抱える幼児・児童・生徒の支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した校内の支援体制の構築を図るとともに、子ども家庭センターや市町村関係部局等の関係機関と連携すること。

エ 不登校児童・生徒や障がいのある幼児・児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めること。

オ ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等その状況は様々であり表面化しにくいことから、研修等によりヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげること。

カ 新型コロナウイルス感染症の影響により、幼児・児童・生徒を取り巻く環境がより厳しいものとなっているため、きめ細かな実態把握と専門人材等との連携を踏まえた支援に努めること。

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」
 (令和3年5月・文部科学省、厚生労働省)
 「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」(令和2年6月改正・文部科学省)
 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」(令和元年12月)
 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)
 「大阪府子どもを虐待から守る条例」(平成23年2月1日施行)
 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成19年6月改正)

- 関連項目
- P34 <個々の状況に即した適切な支援の充実>
 - P35 <発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>
 - P38 <ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>
 - P39 <日本語指導が必要な生徒に対する支援>
 - <障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>
 - <互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>
 - P40 <「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>
 - P41 <多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>
 - P42 <中途退学防止に向けた指導体制の確立>
 - P43 <不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実>
 - P45 <経済的理由により就学困難な生徒への配慮>
 - P46 <心の教育の充実> <「志(こころざし)学」の充実・改善> <体験活動の充実>
 - P47 <がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励>
 - P51 <社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>
 - P52 <教職員のカウンセリングスキルの向上>
 - P65 <生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

重点2 障がいのある子どもの自立支援

(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が地域社会で豊かに生きるために、小・中学校や高校、支援学校等での多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育をすべての学校においてさらに推進することが必要である。

ア 新学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

関連項目 P34 <交流及び共同学習の推進> <高等学校における支援教育の推進>

(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。また、支援学校のセンター的機能の活用はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする福祉医療等の専門人材及び関係機関との連携を進める必要がある。

ア 学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供に向け、本人・保護者との合意形成に努めること。

イ 障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの実態を適切に把握し、保護者、関係者等と連携した上で、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図ること。

ウ 医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう校内体制の整備・充実等に努めること。

エ 障がいのある児童・生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するとともに、職場見学等の体験学習の充実を努めるなど、早期からのキャリア教育を計画的・総合的に進めること。

オ 府立高校においては、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会はもとより、支援教育サポート校や府立支援学校のセンター的機能を活用し、校内支援体制を充実させること。

カ 通級指導教室を設置する府立高校においては、通級による指導の成果の発信に努めること。府立高校においては、通級指導教室設置校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の状況に応じた指導・支援の充実を図ること。

キ 府立支援学校においては、保健・福祉・医療等の関係機関や専門人材との連携のもと、センター的機能を発揮し、地域における支援教育の充実を図ること。

ク 府立支援学校においては、教育課程の点検・改善に努め、特色ある学校づくりをめざすこと。特に、高等部職業コースの充実や地域・企業と連携した教育課程の編成等により、就労や社会参加につながるキャリア教育を一層推進すること。

ケ 府立支援学校においては、部活動等による放課後や長期休暇中の学校教育活動を関係機関との連携により充実させ、障がい者スポーツ・文化芸術活動の促進を図ること。

コ 新型コロナウイルス感染症対策においては、特に、自身の状況や気持ちを表すことが難しいなど配慮の必要な幼児・児童・生徒や、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医や学校医、保護者との連携をより一層進め、校内支援体制を整備し、組織的に対応すること。

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」(最新版を参照すること)
 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」
 (令和3年9月17日、文部科学省)
 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」
 (令和3年6月18日、文部科学省)
 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年6月、文部科学省)
 「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(令和3年4月改訂)
 「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」(令和2年3月・文部科学省)
 「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)
 「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月・文部科学省、厚生労働省)
 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」
 (平成28年12月9日・文部科学省)
 「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程」及び「大阪府教育委員会障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱」(平成28年4月施行)
 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)
 「これからの大阪の教育がめざす方向について」(平成20年7月)
 「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日・文部科学省)

関連項目 P34 <個々の状況に即した適切な支援の充実>
 P35 <個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用>
 <発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>
 P36 <支援学校における地域支援の推進> <医療的ケアのさらなる充実>
 <障がいのある生徒へのキャリア教育の充実>

重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

(7)【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法[1]や府人権関係3条例[2]をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な探究(学習)の時間、特別活動等、あらゆる教育活動において人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。

その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ 幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。

ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。

エ すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

[1] 人権3法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年4月施行、令和3年6月一部改正、公布)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(平成28年6月施行)

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月施行)

[2] 府人権関係3条例

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(平成10年10月・令和元年10月一部改正)

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

(令和元年10月)

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

(令和元年11月)

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ(解説編)ver.36』」(令和4年3月発行予定)

「大阪府人権施策推進基本方針」(令和3年12月改正)

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」

(令和3年3月・文部科学省)

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」(平成30年3月)

「大阪府人権教育推進計画」(平成27年3月)

「学校における人権教育の推進のために - 『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集 - 」

(平成26年7月)

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年4月・閣議決定)

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年3月・文部科学省)

「大阪府在日外国人施策に関する指針」(平成14年12月)

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月施行)

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成10年3月一部改訂)

関連項目 P38 <人権教育推進計画の作成> <人権教育の一環としての同和教育の推進>

<ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>

P39 <日本語指導が必要な生徒に対する支援>

<障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>

<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>

P40 <人権侵害事象等に対する対応> <PTAの人権意識の高揚>

<「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

P41 <人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携>

(8) 【いじめの防止】

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、幼児・児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「大阪府いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置する、いじめに関する校内組織(「学校いじめ対策組織」等)を中心に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に組織的に取り組む必要がある。

ア いじめは、どの学校でも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであることを十分認識した上で組織的に取り組むこと。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくとともに、「学校いじめ防止基本方針」についても常に点検し見直すこと。

取組みの重点

- イ いじめの早期発見については、日常より幼児・児童・生徒の理解に努めるとともに、幼児・児童・生徒の不安や多様な悩みをしっかりと受け止めること。その際、定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと。
- ウ 相談窓口の設置等、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。また、府が設置する「LINE 相談」、「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知を図ること。
- エ いじめが疑われる事象を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策組織」に当該事象に係る情報を報告するよう指導すること。その際、被害幼児・児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。また、「学校いじめ対策組織」等を中心に関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得るなど、事象が深刻化することがないように迅速かつ適切に対応すること。
- オ いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。
- カ 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった幼児・児童・生徒、障がいのある幼児・児童・生徒、外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

「児童生徒の自殺予防に係る取組について（令和 3 年 6 月・文部科学省）
「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年 12 月改定）
「府立学校におけるいじめ対応について」（令和元年 6 月 27 日・教高第 2128 号）
「大阪府いじめ防止基本方針」（平成 30 年 3 月改訂）
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月・文部科学省）
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定・文部科学省）
「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成 24 年 12 月）
「いじめ対応プログラム」（平成 19 年 8 月）
「いじめ対応プログラム」（平成 19 年 6 月）

関連項目 P41 <いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>
<多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>

（ 9 ）【情報リテラシーの育成】

情報社会や技術革新が加速度的に進み、1人1台端末の導入など、日常生活や学校等での学びが変化していく中で、児童・生徒には、より一層情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための資質・能力を身に付けさせる必要がある。とりわけ、SNS上でのいじめやトラブルが多数生じ、深刻な事態に発展している場合があることや、ネットワーク上で有害情報が発信されているといった現状を踏まえ、情報を適切に収集・整理・分析・表現できる力など、情報を発信する際に必要な資質・能力を育成することが重要である。

- ア 情報社会における正しい判断や望ましい態度、セキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルを育成する取組みを行うこと。
- イ 校内での携帯電話原則使用禁止など、指導方針の周知の徹底や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

「大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」
 (大阪府Webページ)
 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和元年9月更新)
 「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年2月)
 「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」
 (平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)
 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)

関連項目 P41 <情報通信ネットワークの適切な活用>
 P42 <情報モラルの育成> <携帯電話等使用に係る指導の充実>

(10) 【中途退学・不登校の未然防止】

府立高校における中途退学・不登校を未然に防止するため、関係機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用を進め、生徒の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。

ア 中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実を柱とする学校運営・教育相談体制の充実を図り、キャリア教育を推進すること。

イ とりわけ中途退学の多い学校においては、生徒の実態を的確に把握してその原因を分析し、未然防止の取組みを組織的に推進すること。

ウ 不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努めること。その際、家庭・専門人材・福祉等の関係機関と連携し、校内の相談体制の充実を図ること。

エ 中途退学・不登校の未然防止に効果のあった実践例を共有し、各学校の状況に応じた教育活動のさらなる推進を図ること。

オ 不登校の生徒には、本人及び保護者との信頼関係を保ちながら、再び登校できるように支援を行うとともに、今後の社会との関わりという視点を持ちつつ、関係機関等と連携した取組みを進めること。

カ 今般の新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレス、家庭環境の変化などに起因して、個別の支援が必要な生徒が増加していると考えられることから、生徒の実態把握に一層努めること。

「働く前に知っておくべき13項目」(令和3年5月)
 「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成27年5月)
 「中退の未然防止のために」(平成22年3月)

関連項目 P42 <中途退学防止に向けた指導体制の確立>
 P43 <不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実>

(11) 【部活動の取組み】

各学校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すよう、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

ア 「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)に則り、各学校が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

イ 学校運営協議会等の意見を参考にしながら、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

「部活動の適切な運営について」（令和元年12月2日・教保第2211号）
 「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）
 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月・文化庁）
 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月・スポーツ庁）
 「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」（平成28年12月7日・教職企第1838号）
 「運動部活動での指導のガイドラインについて」（平成25年6月・文部科学省）
 「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年7月31日・教委高第2149号）

関連項目 P43 <部活動の在り方>

重点4 健やかな体のはぐくみ

（12）【薬物乱用防止の取組み】

大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

ア 学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催すること。とりわけ、府内における未成年者の大麻乱用が急速に拡大し、極めて深刻な事態となっていることから、正しい知識の普及、啓発を図ること。また、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

「大麻等薬物乱用防止教育の充実及び大麻乱用防止に向けた啓発資料(チラシ)の配付について」（令和3年8月18日・教保第1919号）
 「大麻等薬物乱用防止教育の充実及び啓発資料の活用について」（令和2年9月4日・教保第1815号）
 「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」（平成30年10月24日・教保第2007号）
 「緊急大麻対策としての学校訪問への協力依頼について」（平成30年9月27日・教高第2799号）
 「薬物乱用防止教育の推進について」（平成28年2月5日・教委保第2448号）
 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）

重点5 教員の資質向上

（13）【教職員の組織的・継続的な人材育成】

「大阪府教員等研修計画」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。特に、教職員の人権研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人権意識を身につけさせることが重要である。また、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のICT活用指導力を向上させる必要がある。加えて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

ア 「大阪府教員等研修計画」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。

イ 生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めること。

ウ 府教育センター実施のICT活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。

エ 「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

「大阪府教員等研修計画」（令和4年3月改訂予定）
 「初任者等育成プログラム」（令和4年3月改訂予定）
 「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和4年3月発行予定）
 「教職員人権研修ハンドブック」（令和4年3月改訂予定）
 「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）

関連項目 P51 <社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>
 <教職員相互に高め合う職場環境づくり>
 <校内外の研修を効果的に活用した人材育成>
 <その他各種研修成果の還元> <教職員全体の指導力向上>
 P52 <支援学校における教員の専門性の向上> <教職員のカウンセリングスキルの向上>
 <教職員人権研修ハンドブックの活用>

（14）【不祥事の防止】

公立学校の教職員は、公教育の場にあつて、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、幼児・児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

ア 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

イ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに担当課へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

ウ 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「教職員の綱紀の保持について（通達）」（令和3年11月30日・教職人第3312号）
 「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月30日改正）
 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」
 （令和2年12月24日・教職人第3776号）
 「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」
 （令和2年12月24日・教職人第3777号）
 「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（令和2年3月改訂）
 「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）
 「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月26日改正）

関連項目 P52 <飲酒運転について> <服務監督について>
 P53 <自家用自動車等を使用しての通勤認定について>
 <通勤について> <兼職・兼業について> <旅費について>

(15) 【体罰・セクハラ防止の取組み】

体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。事象が生じた場合は被害者保護を最優先に組織的に対応する必要がある。

ア 校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。

イ 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。

ウ 万一、事象が生じた場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年6月）
 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」
 （令和2年12月24日・教職人第3776号）
 「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」
 （令和2年12月24日・教職人第3777号）
 「令和2年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」
 （令和2年7月6日・教高第1938号）
 「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）
 「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」
 （平成29年12月8日改正）
 「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために ～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」（平成29年5月改訂）
 「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月20日・教委高第2328号）
 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」
 （平成25年3月21日・教委高第3966号）
 「セクシュアル・ハラスメント防止のために - 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点 -」（平成22年11月）
 「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年4月）
 「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」（平成20年3月改訂）
 「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）
 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q & A集」
 （平成15年3月）

関連項目 P54 <体罰の防止> <セクシュアル・ハラスメントの防止>
 P55 <相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応>

(16) 【職場におけるハラスメントの防止】

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

ア 職場におけるハラスメントの防止に向けて、指針の周知徹底を図るとともに、校内研修の充実や「パワハラセルフチェック」シートの活用等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。

イ 校内の相談体制の整備に努め、教職員に相談窓口の周知を図ること。

ウ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。

エ まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための校内研修を実施するなど再発防止に努めること。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和2年6月30日改正）
 「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和2年6月30日改正）
 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和2年6月30日改正）
 「ハラスメント『0（ゼロ）』に向けて」教育長メッセージ（平成27年7月16日・教委職人第1863号）

(17) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア 校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。

イ 府教育庁に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。

ウ 校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。

エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件付採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして - 『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き - 」
 （平成31年4月改訂）

重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(18) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

学校経営に当たり校長・准校長の権限と責任のもと、適切なリーダーシップを発揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

また、学校教育法施行規則の一部改正により、府立高校においてはスクール・ミッションやスクール・ポリシーの策定・公表が必要となっていることから、策定に向けた検討を速やかに進める必要がある。

ア すべての教職員が相互に資質を高め合う同僚性の高い職場環境づくりに努め、教職員の組織力の向上を図ること。

イ いじめ・虐待等の生徒指導事象はもとより、感染症や災害への対応等あらゆる危機管理事案に対して、適切に対応できる組織となっているか、常に見直しを図ること。

ウ 府立高校においては、各学校に期待される社会的役割等（スクール・ミッション）やそれに基づく三つの方針（スクール・ポリシー）の策定に向けて、自校の教育活動が体系的かつ継続的なものとなるよう、学校を取り巻く課題等の検討を図ること。

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」
 （令和3年3月31日・文部科学省）
 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）

関連項目 P57 <PDCAサイクルによる学校経営の推進>
 <学校評価における学校関係者評価の活用> <組織的・効率的な学校運営>
 P58 <支援チームの活用> <職員会議の適切な運営> <加配教員の適切な活用>

(19) 【働き方改革】

府立学校において、各学校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

ア 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年3月）」などをもとに、着実に取組みを進めること。

イ 教職員の時間外在校等時間については、関係法令、規則及び要綱に基づき、定められた上限（月45時間、年360時間）の範囲内とすること。このため、長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化等を行い、在校等時間の縮減を図ること。特に、在校等時間の適正な把握を通じて、1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、ヒアリングを実施し、ヒアリング等実施シートにより業務内容等を把握するとともに、必要に応じ業務処理方法に関する指導・助言を行い、教職員の健康の保持・増進に努めること。

ウ 定時退庁に努め、遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」を、少なくとも週1回設定すること。なお、定時制及び通信制の課程にあっては、定時退庁に努めること。

エ 教員の長時間勤務の要因の一つになっている部活動については、「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）に基づき、週1回のノークラブデーを含め適切な休養日を設定し、部活動における長時間勤務の縮減に向けて、学校全体として取り組むこと。また合同部活動の実施に当たっては、教員の負担軽減に配慮するよう、学校間・教員間で十分に連携を図ること。

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」
 (令和2年3月30日・教職企第2659号)
 「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」
 (令和2年3月30日・教職企第2659号)
 「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」
 (令和2年3月30日・教職企第2672号)
 「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」(平成31年3月29日・教職企第2576号)
 「部活動の適切な運営について」(令和元年12月2日・教保第2211号)
 「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)
 「働き方改革ポータルサイト」(教育庁教職員室室内Webページ)
 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」(平成30年3月28日・教総第3447号)
 「全校一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施について(通知)」
 (平成28年12月7日・教職企第1838号)
 「労働基準法第36条第1項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定(三六協定)締結の手引き(府立学校版)」(平成27年7月)
 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」
 (平成7年3月17日)
 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)
 「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度等)(昭和41年1月17日)

関連項目 P58 <在校等時間管理について>
 P59 <休憩時間について> <労働安全衛生体制の充実>

(20)【個人情報の適正な管理】

府立学校において、個人情報の紛失や流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、何よりもまず、個人情報の取扱いに対する教職員の意識を高めることが必要である。そのためには、教職員一人ひとりが個人情報の適正な取扱いができるよう、定められた手順を守ることをはじめ、個人情報の管理のためのルール of 徹底を図る必要がある。

ア 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」(平成27年12月4日決定)に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。

イ 個人情報の誤送付や紛失が相次いでいる現状を踏まえ、「個人情報の適正管理のために」(平成30年9月)等を用いて、教職員に対し研修を行うとともに一人ひとりに個人情報を取り扱う者としての責任の重さを改めて強く意識させること。

ウ 万一事象が生じた場合には、速やかな連絡・報告が必要となるため、あらかじめその方法を全教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制についても整えておくこと。

「令和3年度 教育庁個人情報の適正管理等に関する研修資料」(令和3年8月)
 「社会的養護の児童における個人情報の取扱いについて」(令和3年8月25日・教高第2515号)
 「教育委員会情報セキュリティーポリシー実施手順」(令和3年3月29日改正・教総第3259号)
 「『大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱』及び『大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針』の一部改正について」
 (令和2年1月9日・教総第2635号)
 「個人情報の適正管理のために」(平成30年9月12日・教高第2583号)
 「個人情報の適正な管理について」(平成27年6月3日・教委高第1653号)
 「統合ICTネットワークへの個人情報データ移行について」
 (平成26年7月1日・教委高第1910号)

「個人情報の適正な管理等について」
 (平成 24 年 6 月 20 日・教委高第 1776 号 / 教委施財第 1809 号)
 「個人情報の適正な管理・保管について」(平成 16 年 6 月 9 日・教委学事第 1427 号)

関連項目 P60 <情報管理規定の策定> <行政文書や個人情報の適切な取扱い>
 <情報機器からの情報漏洩の防止>

重点 7 安全で安心な学びの場づくり

(21) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

尊い命が絶たれるという重大な事象や、増加する子どもへの虐待の対策として、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、子ども家庭センターや市町村関係部局等の各機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。

ア 幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒が相互に気持ちを伝え合える環境を整えること。

イ 幼児・児童・生徒の生命・身体を守るために、日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家庭環境や日常生活の変化に起因する幼児・児童・生徒の心身への影響にも十分留意すること。

ウ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、連携して継続的に支援すること。

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」(令和 2 年 6 月改正・文部科学省)
 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」(令和元年 12 月)
 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成 23 年 3 月改訂)
 「大阪府子どもを虐待から守る条例」(平成 23 年 2 月 1 日施行)
 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 19 年 6 月改正)

関連項目 P65 <生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

(22) 【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

ウ 教職員には「教職員防災必携」を常に携帯させ、非常配備が発令された場合は、それに従って行動するよう指導を徹底しておくこと。

「令和3年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」
 (令和3年8月4日・教高第1519号)
 「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」
 (令和3年6月30日・教保第1616号)
 「『学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン』の活用について」
 (令和3年6月17日・教保第1507号)
 「学校における防災教育の手引き(改訂2版 補訂版)」
 (令和元年6月改訂、令和3年3月補訂)
 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
 (令和2年7月6日・教高第1905号)
 「『教職員防災必携』について」(平成30年9月12日・教高第2583号)
 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月・文部科学省)
 「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成について(平成29年3月31日・教高第4137号)
 「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月27日・教委保第1831号)
 「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」
 (平成25年3月・文部科学省)
 「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月・文部科学省)

関連項目 P65 <学校安全計画の策定>

(23) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えることが必要である。

ア 食物アレルギー対応については、府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、自校の状況について十分検討したうえで、食物アレルギー対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、必要に応じて見直すこと。

なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じたものとするよう努めること。

イ 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び自校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。

ウ 食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、食物アレルギーの事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。

エ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や各学校の「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。

オ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

取組みの重点

カ 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

キ 「国民健康保険法」を踏まえ、無保険により児童・生徒が医療を受けることができなくなることをないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」(最新版を参照すること)
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」(令和4年3月改訂予定)
「熱中症事故の防止について」
(令和3年6月18日・教保第1501号、令和3年5月14日・教保第1313号)
「『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について」
(令和3年6月15日・教保第1501号)
「熱中症対策アラートの活用及び周知について」(令和3年6月11日・教保第1494号)
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 令和元年度改訂」
(令和2年3月・日本学校保健会)
「『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」(令和元年5月29日・教保第1316号)
「学校において予防すべき感染症の解説」(平成30年3月・日本学校保健会)
「人権教育リーフレット6『食物アレルギーのある子どもへの配慮』」(平成27年3月)
「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月・文部科学省)
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」
(平成26年3月28日・教委保第2889号)

関連項目 P65 <安全確保及び学校の安全管理>
P66 <安全対策の推進> <緊急事態への対処>
P67 <学校給食における衛生管理の徹底>

(24)【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

「水泳等の事故防止について」(令和3年4月・スポーツ庁)
「熱中症事故の防止について」(令和3年4月・文部科学省)
「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」(平成26年3月・文部科学省)

関連項目 P67 <学校の体育活動中の事故防止等の徹底>

重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

(25) 【家庭教育支援の充実】

家庭環境や価値観の多様化、情報の氾濫、経済的格差等、家庭や子どもを取り巻く環境が著しく変化し、家庭教育が困難な現状が指摘される中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育が充実する取組みを促進する必要がある。

ア 児童・生徒に対して、学校の授業など様々な機会を通じて、親学習の推進・充実を図ること。また、保護者が、家庭教育について考えたり相談したりできるよう、その推進に努めること。

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(令和2年3月増補)

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」(令和2年3月増補)

「特色ある家庭教育支援の取組み一覧」(大阪府Webページ)

関連項目 P69 <親学習の実施促進>

本編

第1章 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上 - 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 -

「取組みの重点」に関する事項

(1) 【新学習指導要領の確実な実施 - 「確かな学力」の育成と授業改善 - 】

<特色ある教育活動の充実>

ア 「大阪府教育振興基本計画」及び学習指導要領を踏まえ、幼児・児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるような特色ある教育活動の充実を図ること。

<教育課程の編成>

ア 各学校における教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行うこと。

イ 新学習指導要領を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究(学習)の時間等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、幼児・児童・生徒や学校の実態等に応じた適切な「学校設定科目及び学校設定教科」を開設するなど、各学校が特色ある教育課程の編成に努めること。

ウ 教育課程の編成に当たっては、府教育センターの高等学校教育推進室・支援教育推進室と十分連携を図ること。

「大阪府立高等学校 教育課程基準」(令和3年3月)

<学習内容の充実>

ア 学校週5日制のもとで、各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。

イ 一人ひとりの進路実現を図るため、特色ある教育課程を工夫し、児童・生徒の実態に応じて学習内容の充実に努めること。

<学習指導要領の確実な実施>

ア 学習指導要領に基づき、各学校においては、総則、各教科・科目、総合的な探究(学習)の時間、特別活動の指導を適切に行うとともに、学校や幼児・児童・生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成や教員研修の充実を一層進めること。

イ 指導と評価の年間計画(シラバス)の作成にあたっては、学習指導要領に示された学習内容等について十分に確認を行うこと。また、教員間で指導と評価の年間計画(シラバス)を共有し、各教科・科目等の内容の相互の関連を図るよう努めること。

ウ 言語活

動や体験活動などの充実に引き続き努めること。

「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」
(令和3年8月26日・文部科学省)

「平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について」

(令和元年9月25日・文部科学省)

「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」

(平成31年3月・文部科学省)

「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」
 （平成 30 年 8 月・文部科学省）

「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成 30 年 3 月・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成 29 年 4 月 28 日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成 29 年 3 月 31 日・文部科学省）

「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」（平成 29 年 3 月公示・文部科学省）

「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改正について」（平成 27 年 4 月 24 日・文部科学省）

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成 25 年 4 月 1 日・文部科学省）

< 学習指導等における留意点 >

- ア 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づいた学びの連続性を十分に理解した上で効果的に行うこと。
- イ 基礎学力の確実な定着を図る取組みとともに教育環境づくりの取組みなど、創意工夫した特色ある教育活動の推進に努めること。
- ウ 主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりの推進に努めること。その際、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型をめざした技術に留まるのではなく、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげたり、対話等を通じ自己の考えを広げ深めたり、問題を見いだして解決策を考え、思いや考えを基に創造したりするような、質の高い学びの実現をめざすこと。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月・中央教育審議会）

< 児童・生徒の学習評価 >

- ア 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討すること。また、「観点別学習状況の評価」の実施に当たっては、児童・生徒一人ひとりの学習状況を観点ごとに適切に評価できるよう工夫・改善すること。
- イ 障がいのある児童・生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして児童・生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（令和 3 年 1 月）

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日・文部科学省）

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月 11 日・文部科学省）

「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（平成 13 年 9 月 12 日・教委教務 514 号）

<学習形態の工夫>

ア 学習の形態については、チーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、児童・生徒の実態に応じた工夫を行うこと。

イ 実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。

<授業の質の向上>

ア 授業は学校の教育活動の中心をなすものである。児童・生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するために、指導と評価の一体化を通じて学習指導の在り方を見直すことや、授業アンケートの結果を踏まえることにより授業を改善すること。

イ 各学校においては、授業アンケートを活用し、P D C Aサイクルを踏まえた授業改善システムの確立をさらに進めること。

ウ 各教員が、主体的に授業を研究し、授業形態の工夫や今後進化し続けるICT機器の積極的な活用等により授業改善を図るとともに、校内で好事例の共有を積極的に行うなど、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めること。

エ 英語の授業においては、各学校が「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定し、生徒が身に付ける能力を明確化することで、生徒の指導と評価の改善につなげること。また、生徒の英語力の向上に向け、4技能を総合的に育成する授業づくりを進めること。

オ 各学校において、授業規律を確立するため、学校全体で指導方針を統一し、指導の徹底を図ること。

「高等学校における校内授業実践研究進め方ガイドブック」（令和2年3月改訂）
「支援学校授業評価ガイドライン」（令和2年4月）
「『深い学び』をもたらし授業デザイン - 学びの質の改善に向けて -」（令和2年3月）
「新学習指導要領（平成30年告示）のポイント、各教科等のポイント」（令和元年5月）
「高等学校授業評価ガイドライン【 】」（平成31年2月）
「各中・高等学校の外国語教育における『CAN-DO リスト』の形で学習到達目標設定のための手引き」（平成25年3月・文部科学省）
「大阪版 英語 CAN-DO リスト」「CAN-DO リストの作成と活用に向けて」
（大阪府教育センターWebページ「教職員のためのページ（教材・資料等）」）
「動画で見る府立高校英語授業実践事例」
（大阪府教育センターWebページ「教職員のためのページ（教材・資料等）」）

<授業改善>

ア 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うこと。

イ すべての教員について児童・生徒等による授業のアンケートを実施するとともに、教員相互の研究授業や保護者等を対象とした公開授業を実施し、多様な観点から授業を評価・検証するなど、授業改善に努めること。

ウ 学習到達目標、評価の観点の趣旨と評価方法を設定し、指導と評価の年間計画（シラバス）に位置付けること。

エ 府立高校においては生徒による授業アンケートを年2回、府立支援学校においては生徒又は保護者による授業アンケートを少なくとも年1回実施し、アンケート結果による授業における課題の洗い出し、課題に対する改善方策の策定、改善状況の把握・検証を行うこと。

オ 府教育センターが実施しているパッケージ研修を活用し、授業改善に向けた取組みを組織的に進めること。

「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（令和3年1月）
「支援学校授業評価ガイドライン」（令和2年4月）
「高等学校授業評価ガイドライン【 】」（平成31年2月）

<総合的な探究（学習）の時間の実施>

ア 総合的な探究（学習）の時間の実施に当たり、各学校においては、学校や地域の実情、児童・生徒の実態等に応じて、ボランティアなどの社会体験、自然体験、勤労生産体験、文化芸術体験、交流体験等の体験学習や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論等の学習活動を積極的に取り入れること。また、課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする活動や、情報収集、整理・分析、まとめ、表現する活動を行うこと。

イ 新学習指導要領で示されているように、教科・科目等の枠を越えて学習の基盤となる資質・能力が育まれるように配慮するとともに、引き続きすべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。

<学校外の学修>

ア 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。

イ 実施に当たっては、関係指針に基づき、所定の手続きを行うこと。

「学校外における学修単位認定に係る指針」（平成5年3月・文部科学省）

（3）【グローバル社会に対応できる人材の育成】

<国際教育>

ア 国際化が進展する中であって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる力の育成に努めること。

イ 国際教育を進めるに当たっては、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえ、児童・生徒が国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間、特別活動及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。

ウ 国際関係機関との連携や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。

<海外修学旅行の実施>

ア 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、海外修学旅行の計画に当たっては、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行うなど、当該地域における新型コロナウイルス感染症の状況等の十分な把握に努めた上で、慎重に検討すること。

イ 海外修学旅行を実施するに当たっては、目的を明確にするとともに、安全確保、健康管理等に配慮すること。

ウ 生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。

「海外修学旅行等の安全確保について」（令和元年5月17日・教高第1521号）
「宿泊を伴う教育活動実施上の留意事項等の一部改訂について」
（平成30年12月21日・教高第3377号）
「大阪府立学校の管理運営に関する規則」（平成26年3月31日）

<近隣アジア諸国との交流>

ア 韓国や中国等、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進や、韓国・朝鮮語、中国語の学習機会を充実させるなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

<理数教育の充実>

ア 科学技術の発展が、実社会・実生活を豊かにしてきたことについて、身近な事物・現象に関する観察・実験等を通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うよう授業等の工夫・改善に努めること。

イ 中学校等での数学・理科の学習成果を踏まえて、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心を持ち続ける態度を育てるよう努めること。

<環境教育の推進>

ア 児童・生徒が自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やより良い環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。

イ 環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、総合的な探究（学習）の時間を活用するなど、教科横断的・総合的に推進すること。

ウ 環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。

<平和教育の推進>

ア 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、関係資料や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導すること。

イ 国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）

第1章に係る重要事項

<学校の教育活動の積極的な情報発信>

ア 府立高校及び知的障がい高等支援学校職業学科においては、中学生（義務教育学校後期課程及び支援学校中学部の生徒を含む。以下同じ。）の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択が可能となるよう、アドミッションポリシー（求める生徒像）をはじめ各学校の特色ある取組みを積極的に情報発信すること。

イ 中学生やその保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、中学校等への訪問、学校説明会や体験入学等を実施すること。

<文化財の活用>

ア 「大阪府文化財保存活用大綱」の基本方針に示した教育の観点の踏まえ、学校における文化財の活用を推進すること。

- イ 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。
- ウ 各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元に継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。
- エ 発掘調査により出土した土器等の文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会をつくるなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。
- オ 世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群について取り上げることや、文化財資料の貸し出し、学校に対する出前授業（「出かける博物館」事業）等の活用についても配慮すること。

「大阪府文化財保存活用大綱」（令和2年3月）

<身近な社会教育施設等>

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館（リバティおおさか）、大阪国際平和センター（ピースおおさか）、上方演芸資料館

<学校図書館の活用>

- ア 学校図書館を活用した調べ学習や朝の読書活動等により、幼児・児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。
- イ 司書教諭を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。
- ウ 幼児・児童・生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努めること。特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館すること。

「学校図書館活性化ガイドライン」（平成23年3月）

<異なる校種間での連携の推進>

- ア 異なる校種間において、個人情報の保護等の観点に留意しつつ、生徒指導等の充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的を開催するよう配慮すること。
- イ 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。
- ウ 総合的な探究（学習）の時間をはじめ学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。

第2章 障がいのある子どもの自立支援

「取組みの重点」に関する事項

(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

<交流及び共同学習の推進>

- ア 障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との相互交流の機会を設け、交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、互いの理解を促進するよう努めること。
- イ 府立支援学校にあっては、近隣の学校のみならず、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。

「「交流及び共同学習ガイド」の改訂について」（平成31年3月29日・文部科学省）
「高等学校学習指導要領の全部を改訂する告示等の公示について」（平成30年3月30日・文部科学省）
「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）
「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月・中央教育審議会初等中等教育分科会）

<高等学校における支援教育の推進>

- ア すべての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。
- イ 自立支援推進校・共生推進校においては、その取組みの成果を、府立高校で共有・活用できるよう、発信に努めること。
- ウ 府立高校においては、支援教育サポート校の来校・訪問相談を活用し、支援教育の推進を図ること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。

「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」（令和3年3月改定）

(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

<個々の状況に即した適切な支援の充実>

- ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- イ 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。

ウ 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加まで切れめない支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする保健・医療・福祉等の専門人材及び関係機関との連携に努めること。

エ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。また、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用して、個々の生徒の状況に即した学習指導や評価の在り方の工夫に組織的に取り組み、進級・卒業をめざした適切な指導を行うこと。その際には、支援教育サポート校や府立支援学校のセンター的機能の効果的な活用を図ること。

「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(令和3年4月改訂)
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月・文部科学省、厚生労働省)
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)
「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び要綱」(平成28年4月施行)

<個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用>

ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

イ 「個別の教育支援計画」については、就学前から学校卒業後までを見据えた、一貫した教育的支援を行うため、本人・保護者の参画のもと一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握して作成すること。その際、福祉・医療・労働等の関係機関と連携し、ケース会議資料や移行期の引継ぎ資料として、より効果的な活用に努めること。

ウ 「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的にわかりやすい内容表記に努めるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に提示するなど、十分説明して理解を得ながら、PDCAサイクルによる指導改善を図ること。

「みつめよう一人ひとりを」(平成31年1月改訂)
「家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」報告」
(平成30年3月29日 厚生労働・文部科学省)
「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」(平成29年3月公示・文部科学省)
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)

<発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>

ア 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、「発達障害者支援法」の趣旨を理解し、一人ひとりのニーズや状況を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。

イ 府立高校においては、学習指導要領の趣旨が生かせるよう、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用に努めるとともに、関係資料を活用した校内研修の機会の充実を図ること。

「社会参加をみすえた自己理解～「よさ」を活かす指導・支援～」(令和2年9月)
「高等学校学習指導要領」(平成30年3月公示・文部科学省)
「発達障害者支援法」(平成28年8月改正)
「共感からはじまる『わかる』授業づくり」(平成24年8月)
「明日からの支援に向けて」(平成21年3月)

<支援学校における地域支援の推進>

- ア 地域支援リーディングスタッフを中心にセンター的機能を発揮し、市町村リーディングチームや、保健・医療・福祉等の専門人材及び関係機関等と連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍するすべての幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導助言を行うなど地域支援に努めること。
- イ 地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校のWebページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

<医療的ケアのさらなる充実>

- ア 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や学校医・医療関係機関等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校においては、「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」に基づき、学校毎の実施要領を策定すること。さらに校内医療的ケア安全委員会を設置するなどして、関係者が連携し対応できる体制を構築すること。
- イ 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実に努めること。
- ウ 高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう、校内体制のさらなる充実を図ること。
- エ 人工呼吸器をはじめとした高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒について、その安全性を考慮しながら、保護者付添いの軽減等を含め、個別に対応の可能性を検討すること。
- オ 医療的ケア通学支援事業の活用等により、医療的ケアが必要なために通学が困難な児童生徒の学習機会の確保及びその充実を図ること。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」
（令和3年9月17日・文部科学省）
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」
（令和3年6月18日・文部科学省）
「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」
（令和3年6月・文部科学省）
「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」（令和2年10月）
「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（通知）」
（令和2年3月16日・文部科学省）
「医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について」（令和元年5月21日・文部科学省事務連絡）
「大阪府立支援学校医療的ケア実施要綱について」（平成31年4月8日）
「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日・文部科学省）
「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の一連の推進について」
（平成28年6月3日・厚生労働省、内閣府、文部科学省）

<障がいのある児童・生徒へのキャリア教育の充実>

- ア 障がいのある児童・生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、児童・生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早期からの進路指導の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。
- イ 小中学部においても、多様な進路先に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実を図ること。

ウ 府立支援学校においては、福祉や労働等の関係機関、企業等との連携をさらに密にし、学校見学の機会拡充等により、障がいや障がいのある生徒についての理解啓発を行うとともに、小学部段階から将来の社会的自立に向けてキャリア教育や職業教育の充実を図ること。

さらに、早期からの就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努め、生徒が就労する際には、「最低賃金法」の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。

なお、在学時から卒業後の進路を見据えて、福祉や労働等の関係機関と連携すること。

エ 進路先への定着を図るため、個別の教育支援計画等の活用や進路先の訪問等の支援を行い、卒業生や進路先の企業等が相談できる福祉や労働等の関係機関とのネットワークづくりに努めること。また、進学した生徒についても高校・高等部から大学等への円滑な接続が図られるよう、大学等との連携に努めること。

「『障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について』の改正について」
(平成 30 年 4 月 2 日・厚生労働省)
「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」
(平成 29 年 4 月 25 日・文部科学省、厚生労働省)

第 2 章に係る重要事項

< 支援学校における放課後等の諸活動の充実 >

ア 地域の関係機関との連携強化により、部活動等による放課後の学校教育活動の充実を図り、障がい者スポーツ・文化芸術活動への参加促進を図ること。

イ 夏季休業日をはじめとする長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動の充実に努めること。

「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組について」
(平成 27 年 4 月 10 日・文部科学省)

第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

「取組みの重点」に関する事項

(7) 【人権尊重の教育の推進】

<人権教育推進計画の作成>

- ア 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。
- イ 幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ウ 人権教育を進めるに当たっては、関係資料等を活用し、指導の工夫・改善に努めること。

「生命の安全教育教材」(令和3年4月・文部科学省)
「人権教育リーフレット」シリーズ(平成26年3月～)
「人権教育COMPASSシリーズ」(平成22年8月～)
「OSAKA人権教育ABC Part1～5」(平成19年3月～)
「人権基礎教育指導事例集」(平成16年3月)

<人権教育の一環としての同和教育の推進>

- ア 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題(部落差別)の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- イ これまでの同和教育の実践や成果を生かし、同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月施行)
「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」(平成15年2月・教委人第113号)
「大阪府同和对策審議会答申」(平成13年9月)

<ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>

- ア 「大阪府男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえ、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- イ 男女共同参画を推進する視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。
- ウ 各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。
- エ 性的マイノリティについて、関係資料を活用した研修を実施するなど、教職員自身が理解を進めること。
- オ 性的マイノリティの子どもへの支援に向けては、児童・生徒が相談しやすい環境を整えとともに、医療機関とも連携しながら児童・生徒の状況等に応じた対応を行うこと。

「性の多様性の理解を進めるために」(令和2年4月)
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
(令和元年10月)
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

(平成 28 年 4 月・文部科学省)
 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」
 (平成 27 年 4 月・文部科学省)
 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」(平成 22 年 4 月・文部科学省)
 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成 15 年 7 月)
 「大阪府男女共同参画推進条例」(平成 14 年 4 月)

<日本語指導が必要な生徒に対する支援>

- ア 日本語指導を必要とする海外から帰国又は渡日した生徒については、教育サポーター及び府教育委員会が作成した資料等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。
- イ 府が実施する研修等を通して、担当教員の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
- ウ 学校生活等のサポート情報を外国語に翻訳したWebページ等を活用し、学校生活や進路の支援に努めること。

「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成 31 年 3 月改訂・文部科学省)
 「高等学校教科書用語集(8言語対訳)保健体育分野・家庭科分野」(平成 23 年 3 月)
 「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」(大阪府Webページ)
 「日本語支援アイデア集」(平成 23 年 3 月)
 「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成 22 年 3 月)

<障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>

- ア 府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内組織体制を整備して、障がい理解教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、関係資料等を活用すること。
- イ いじめの防止については「大阪府いじめ防止基本方針」(平成 30 年 3 月改訂)を踏まえ各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき適切に指導するとともに、PDCAサイクルにより点検し、必要に応じて見直すこと。

「大阪府いじめ防止基本方針」(平成 30 年 3 月改訂)
 「学校における人権教育推進のための資料集」(平成 29 年 4 月)
 「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」(平成 24 年 12 月)
 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 24 年 10 月施行)
 「いじめ対応プログラム」(平成 19 年 8 月)
 「いじめ対応プログラム」(平成 19 年 6 月)

<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>

- ア 関係法令及び指針の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すること。
- イ 関係手引きを活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

「ヘイトスピーチの問題を考えるために - 研修用参考資料 - 」(令和2年4月改訂)
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
(平成28年6月施行)
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために - 本名指導の手引(資料編) - 」
(平成25年4月一部修正)
「人権教育COMPASSシリーズ」(平成22年8月～)
「大阪府在日外国人施策に関する指針」(平成14年12月)
「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成10年3月一部改訂)

<人権侵害事象等に対する対応>

- ア 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- イ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- ウ 差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。
- エ 教職員が、自らの言動により幼児・児童・生徒の人権を侵害することのないよう、幼児・児童・生徒の背景の理解に努めるとともに、常に自らの人権感覚、人権意識を見つめ直すこと。

「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」(令和2年9月・教人第1087号)
「学校における人権教育推進のための資料集」(平成29年4月)
「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」(平成28年12月・教人第1171号)

<PTAの人権意識の高揚>

- ア PTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、人権意識の高揚に努めること。その際、大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材を活用するとともに、府教育庁主催研修等への積極的な参加を促すこと。

「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」(平成30年12月改訂)

<「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

- ア 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がい理解教育を計画的に推進すること。
- イ 障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していける指導に努めること。

「第5次大阪府障がい者計画」(令和3年3月)
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)
「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(平成28年4月改訂)
「障害者基本法」(平成25年6月改正)
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)
「精神障がいについての理解を深めるために」(平成20年5月改訂)

<人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携>

ア 人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る様々な人権問題の解決に向け、課題別に担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、関係研究組織と連携し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。

(8) 【いじめの防止】

<いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>

ア 校内生徒指導体制の充実を図るとともに、府教育委員会が作成した資料等を活用しいじめの未然防止に向けた取組みを一層推進すること。

イ 「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義を踏まえ、いじめを認知した際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、いじめに関する校内組織を活用して迅速かつ適切に対応すること。

ウ 学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育庁と連携し、解決を図ること。

エ いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施した上で、教職員と児童・生徒との間で日常行われている個別面談や個人ノート、生活ノートを活用するなど、必要な取組みを推進すること。

「大阪府いじめ防止基本方針」（平成30年3月改訂）
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定・文部科学省）
「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）
「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」（平成24年12月）
「いじめ対応プログラム」（平成19年8月）
「いじめ対応プログラム」（平成19年6月）

<多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>

ア 府立学校における暴力行為の発生件数は高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。また、いじめについても引き続き厳しい状況にある。さらに、SNS等の利用を通じて児童・生徒等がいじめや性犯罪等に巻き込まれる重大な事象も生起している。このような状況を踏まえ、これらの事象がどの学校でも、どの児童・生徒等にも起こり得ると認識した上で、未然防止、早期発見に組織的に取り組むこと。

イ 各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、いじめや暴力を否定する気風を醸成するとともに、児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。

ウ 学校が一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・前籍校・地域・警察等の関係機関との連携を一層進めること。

(9) 【情報リテラシーの育成】

<情報通信ネットワークの適切な活用>

ア 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。

<情報モラルの育成>

- ア 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料等を活用し、情報モラルの指導に努めること。
- イ 情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーについて、生徒が身に付けることができるよう指導すること。
- ウ 学校や児童・生徒に関するネット上の書き込み等については、府教育委員会作成の資料等に基づき、適切に対応すること。

「情報モラル指導資料」（平成 19 年 3 月）

「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」（平成 17 年 11 月 30 日・教委高校第 2956 号）

<携帯電話等使用に係る指導の充実>

- ア 児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、府立学校内での児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用については「原則禁止とすること」をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、併せて家庭との連携を図ること。
- イ 家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話やスマートフォン等の利用に係る危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。
- ウ 学校だけで解決することが困難な事象が生じた場合は、府教育庁に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」（令和元年 9 月更新）

「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」（平成 29 年 2 月）

「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言 2」（平成 24 年 3 月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議）

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成 21 年 3 月）

(10) 【中途退学・不登校の未然防止】

<中途退学防止に向けた指導体制の確立>

- ア 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。特に中途退学者数や中途退学率に課題のある高等学校については、その課題解決に向けた取組みを計画的に推進すること。
- イ 生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の成就感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。
- ウ 特に、入学 1 年めにおいて中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に前籍校や家庭との連携を密にし、入学時に作成した「高校生活支援カード」を日常的に活用するなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。
- エ 授業内容の工夫・改善など学習指導の充実に一層努めること。
- オ 進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。
- カ 研修などから得られた他校の教育活動の成果を本校に還元することで、各学校の課題克服を図ること。

キ 関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みを充実させること。

ク 進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整えるとともに、必要に応じて転学等についての情報を提供するなど、適切な進路指導を行うこと。また、その受入れに当たっては、柔軟な対応に努めること。

「働く前に知っておくべき 13 項目」(令和 3 年 5 月)
「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成 27 年 5 月)
「中退の未然防止のために」(平成 22 年 3 月)

<不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実>

ア 不登校の要因は、無気力、あそび・非行、生活習慣、養育環境など多岐にわたることから、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、校内における教育相談体制の充実を図ること。

イ 児童・生徒一人ひとりの状況を把握するために、「高校生活支援カード」や「個別の教育支援計画」等を有効活用し、適切な指導・支援につなげること。

ウ 前籍校等で不登校であった児童・生徒や、入学後も欠席傾向がある児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の前籍校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。

エ 研修などから得られた他校の教育活動の成果を自校に還元し、効果的な方策を検討すること。

オ 児童・生徒の状況に応じて、大阪府教育センター教育相談室及び大阪府高等学校教育支援センター等と連携し、当該児童・生徒や保護者を支援するとともに、不登校児童・生徒の理解と支援に関する教職員の共通理解を図り、不登校の防止に努めること。

(11)【部活動の取組み】

<部活動の在り方>

ア 生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進しスポーツや芸術文化等に親しむことのできる資質・能力の育成を図ること。また、バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。

イ 部活動の在り方については、部活動指導員や外部指導者の活用、複数校の生徒による合同部活動の取組みも含めて、生徒や教員にとって望ましい環境を構築するという観点から検討すること。

第 3 章に係る重要事項

<政治的教養を育む教育の推進>

ア 政治的教養や主体的に判断する力を高めるとともに、積極的に政治参加できる意欲や態度の育成を図るため、「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」に基づき、計画的・組織的に取り組むこと。

イ 政治に参加する意義や選挙の仕組みを学ばせるとともに、違法な選挙運動を行うことがないよう選挙制度の理解を図り、主体的に判断できる力の育成に努めること。

ウ 実施に当たっては、学校における政治的中立の確保に努めること。

「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」(平成 28 年 2 月)
「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」
(平成 27 年 10 月 29 日・文部科学省)

「高校生向け副教材、教師用指導資料」（総務省、文部科学省）及び「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」（平成27年9月29日・文部科学省）
「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)」
（平成27年7月28日・文部科学省）

<消費者教育の充実>

ア 成年年齢の引き下げを踏まえ、家庭科などにおいて、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容及び消費者被害の未然防止に関する内容の充実を図ること。

イ 消費者庁作成の消費者教育教材等を活用するなど、消費者教育の充実を図ること。

「社会への扉」（平成29年4月・消費者庁）
「めざそう！消費者市民」（平成29年2月）

<日本人拉致問題に関する理解>

ア 児童・生徒の発達段階等に応じて、日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進すること。その際には、アニメ「めぐみ」等の積極的な活用を図ること。

「拉致問題に関する理解のために」（平成30年2月発行）
「アニメ『めぐみ』」（平成20年3月・政府 拉致問題対策本部）

<キャリア教育の充実>

ア 幼児・児童・生徒が夢や志を持って自己の可能性を伸ばし、より良い社会を創っていかこうとする態度を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。

イ 幼児・児童・生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択し、将来、社会人・職業人として、また納税者として自立できるよう、キャリア教育を学校の教育計画に位置付けること。

ウ キャリア教育の実施に当たっては、府のキャリア教育の指針をもとに、小学校・中学校・高等学校・支援学校等の連携を推進するとともに、児童・生徒が自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を活用すること。

エ 地域や関係団体、専修学校等と連携して、実践的な職業教育を推進し、生徒が自己の職業適性や将来設計について考えることができるよう努めること。

「働く前に知っておくべき13項目」（令和3年5月）
「【大阪版】キャリア・パスポート例示資料等」（令和2年1月23日）
「16才からの“シューカツ”教本」（平成23年3月）
「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）

<進路指導の充実>

ア 規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うこと。

イ 生徒一人ひとりの進路や生き方に関する悩みを受け止め、生徒が主体的に進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。

ウ 進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実に努めるとともに、進学・就職試験の受験に際して必要となる要件等について、生徒へのあらかじめの周知に努めること。また、就職を希望する生徒に対しては、今年度から一部の公開求人について、選考開始日から複数社への応募・推薦が可能と変更されることなどを含め、手続きやルール等の周知徹底を図ること。

エ 就職した生徒が定着するよう、企業訪問等の支援を行うこと。

<進路に係る問題事象への対応>

- ア 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、OSAKAしごとフィールド等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。
- イ 近畿高等学校統一用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、違背事象が生じた場合には、適切かつ速やかに対応すること。
- ウ 進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。

<経済的理由により就学困難な生徒への配慮>

- ア 大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度の利用に当たっては、奨学金制度の趣旨や目的について生徒及び保護者に対して、理解を得よう説明すること。とりわけ生徒に対しては、学業に励み、将来、社会に還元すべき責任と自覚を持つよう指導すること。
- イ 学校徴収金等についても精査し、高額にならないよう配慮すること。

<進学に係る奨学金等の指導>

- ア 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。
- イ 奨学金等の活用や進路選択に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。
- ウ 生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的について理解を得よう説明するとともに、返還に対する意義と責任についても自覚するよう指導すること。

「奨学金等指導資料」(令和4年4月更新予定)

<読書活動の推進>

- ア 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるよう、学校図書館等を活用した調べ学習やビブリオバトル等の読書への関心を高める取組みなど、子どもの読書環境の整備に努めること。
- イ 取組みを進めるに当たっては、府立中央図書館をはじめとする公立図書館やボランティアと連携する等、学校での読書環境づくりを進めること。

「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)

<国旗・国歌の指導>

- ア 入学式や卒業式等の儀式的行事については、学校生活に有意義な変化や折りめを付け、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- イ 入学式や卒業式等においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。
- ウ 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(平成23年6月13日施行)が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等、国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

「入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」
(平成 24 年 1 月 17 日・教委高第 3869 号)

<心の教育の充実>

ア 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自らを律し他人を思いやる心、公共の精神、伝統や文化を尊重し我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要であることを再度確認すること。

イ 大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて子どもたちの豊かな心を育てるよう、実践的な取組みを進めること。

<「志(こころざし)学」の充実・改善>

ア 社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、社会人への第一歩としての規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、社会に主体的に参画しより良い社会を創っていく態度の育成に努めること。

イ 平成 23 年度から府立高校において実施している「志(こころざし)学」については、学習計画を作成し、生徒の志や夢を育む取組みの一層の充実・改善を図ること。

「『志(こころざし)学』実践事例集について」(平成 30 年 3 月 30 日・教高第 4024 号)
「府立高等学校『志(こころざし)学』研究開発事業 教師用指導書(完成版)」
(平成 23 年 3 月)

<道徳教育の推進>

ア 道徳教育は、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力し、全体計画を作成して学校の教育活動全体で行うこと。その際、公民科の「公共」、「現代社会」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

イ 道徳教育を進めるに当たっては、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう指導すること。

<体験活動の充実>

ア 各学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験や自然体験等の様々な体験活動の充実に努めること。

<大阪人権博物館(リバティおおさか)の活用>

ア 生命の尊さに気付き、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、休館中に実施される行事等を含め、大阪人権博物館(リバティおおさか)の活用に努めること。

「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」(平成 27 年 6 月)

<規範意識の育成>

ア あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、幼児・児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに、実際にルールやマナーを守ることによって規範意識が育まれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に指導すること。

イ 規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中で育まれるものであることから、各学校においては幼児・児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに、共通の理解が形成されるよう取り組むこと。

<「こころの再生」府民運動>

ア 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育む取組みを実践すること。

また、学校や地域の実情に応じたあいさつ運動や交流活動等に積極的に取り組むこと。その際には、本府民運動推進支援物品（のぼり、ビブス）の活用や、「こころ BOOK」に掲載の取組みを参考にし、各学校の取組みの充実に努めること。

「こころの再生」府民運動のロゴマーク

愛さつ O S A K A のロゴマーク



<がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励>

ア 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、顕著な活躍や成果を上げ、他の模範となった幼児・児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら学校生活に対する意欲をさらに喚起するなど、励みとなるような取組みを推進すること。

「教育長賞への幼児、児童及び生徒の推薦について」（令和3年6月9日・教高第1803号）

<問題行動への対応の充実>

ア 少年非行等の問題行動の解決に向けては、青少年健全育成のための連携マニュアルを活用し、子ども家庭センターや少年サポートセンター、警察等の関係機関との連携に努めること。

「心のすくらむ」（平成13年7月）

<教育相談体制の充実>

ア 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。

イ 養護教諭や学級担任等が行う健康相談についても、全校的な相談体制との連携を図ること。

<子どもの尊厳を守る取組み>

ア 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。

<生徒の状況に応じた指導の工夫と改善>

ア 校則は、児童・生徒の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、児童・生徒の自主性に任せてよいものなどに整理し、各学校の実情に応じて適切に見直すこと。

イ 指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても見直すとともに、児童・生徒や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

<法定表簿等の適切な記載>

- ア 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の名前及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。
- イ 法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。
- ウ 作業の際には、本名使用の意義を踏まえること。

「大阪府立高等学校生徒指導要録解説（令和3年9月）について」
（令和3年9月30日・教高第2728号）
「生徒指導要録、卒業証書台帳等における外国籍生徒の氏名の記載について」
（令和3年5月10日・教高第1444号）
「出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う外国籍生徒の氏名の記載について」
（平成24年12月12日・教委高第3167号）
「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」
（平成21年10月28日・教委高第2333号）
「府立学校における表簿に関する事務及び証明書交付事務について」
（平成15年10月28日・教委学事第1613号）

第4章 健やかな体のはぐくみ

第4章に係る重要事項

<学校保健計画の策定>

ア 「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。

イ 策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

学校保健安全法（平成27年6月改正）

<健康教育の充実・体力づくりの推進>

ア 幼児・児童・生徒が自ら健康増進を図るとともに、心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で安全な活力ある生活を送ることができるよう、健康教育の充実や体力づくりの推進を図ること。

イ 幼児・児童・生徒の実態に即して、家庭や地域と連携を図りつつ校内指導体制を整備し、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むこと。

<健康相談体制の充実>

ア 健康相談は、養護教諭をはじめとしたすべての教職員で組織的に対応するとともに、学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）と連携すること。また、必要に応じて地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めること。

<学校保健委員会の開催>

ア 幼児・児童・生徒の健康管理等について、保護者・学校三師・地域の関係機関等と十分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を幼児・児童・生徒に育成することができるよう、年に1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。

<性に関する指導の充実>

ア 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

イ 府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するとともに、「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成29年2月）についても参考とすること。

「一人ひとりの生と性 ～「性に関する指導」について～」（平成31年2月）

「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成29年2月）

「性教育指導事例集」（平成15年3月）

<養護教諭複数配置校における取組みの充実>

ア 養護教諭の複数配置校（高等学校）は、各学校の課題解決について、その効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。

イ さらに、生徒の心身の健康問題に係る対応を充実させるために、養護教諭の保健教育への積極的な参画など学校保健活動の活性化に向けた取組みを一層進めること。

<食育の推進>

- ア 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るとともに食物を大事にする心を育むなど、学校における食育を推進すること。
- イ 学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食に関する指導の全体計画を必要に応じて見直し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- ウ 学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食育の評価を学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。

「食に関する指導の手引 - 第二次改訂版 - 」(平成 31 年 3 月・文部科学省)
「第 3 次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」(平成 30 年 3 月)
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進の P D C A ～」
(平成 29 年 3 月・文部科学省)
「小学生用食育教材『たのしい食事 つながる食育』」(平成 28 年 2 月・文部科学省)
「おおさか食育ハンドブック」(平成 22 年 3 月・大阪府スポーツ・教育振興財団)
「食生活学習教材(中学生用)『食生活を考えよう - 体も心も元気な毎日のために - 』」
(平成 21 年 3 月・文部科学省)

第5章 教員の資質向上

「取組みの重点」に関する事項

(13) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

<社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>

ア 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、幼児・児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図ること。

イ 教職員は研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けること。

<教職員相互に高め合う職場環境づくり>

ア すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。

イ 教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

<校内外の研修を効果的に活用した人材育成>

ア 研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。

イ 府教育センター等で行う校外研修については、「大阪府教員等研修計画」等を活用し、教職員のライフステージや学校の教育課題を踏まえ計画的に受講できるよう努めること。

ウ 校外研修を受講した教職員が、研修成果を積極的に校内での実践に活かしたり、校内研修の講師を務めることにより、学校の教育力の向上に資するよう努めること。

エ 校内研修については、社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な目標を設定し、計画的に実施することにより、その充実を図ること。

オ 年間計画は、校内外の研修の関連性を踏まえて策定すること。その際には、指導教諭や社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。

「大阪府教員等研修計画」（令和4年3月改訂予定）

<その他各種研修成果の還元>

ア 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修や独立行政法人教職員支援機構が実施する「中央研修」等については、その目的を踏まえ、研修成果を学校の教育活動に十分還元すること。

<教職員全体の指導力向上>

ア 計画的な研修の実施等に加えて、日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。

イ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターのカリキュラムNAV i プラザによる学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

「メンタリング・ハンドブック」（令和2年3月改訂）
「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」（令和3年3月改訂）

<支援学校における教員の専門性の向上>

- ア 在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、教員の専門性の向上を図る研修を計画的に実施するとともに、認定講習等への参加を促進させ、早期に特別支援学校教諭等免許状をおおむねすべての教員に所持させること。教員は認定講習等受講により必要単位の修得に努めるとともに、単位修得後には速やかに免許状の申請を行うこと。
- イ 教員にあっては、積極的により専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

<教職員のカウンセリングスキルの向上>

- ア 生徒の問題事象の未然防止等を図るため、臨床心理士等を活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。

<教職員人権研修ハンドブックの活用>

- ア 校内研修等の実施に際しては、教職経験年数の少ない教職員がこれまでの人権教育の成果を継承するとともに、すべての教職員がさらなる人権教育の取組みを充実・発展することができるよう、「教職員人権研修ハンドブック」を活用すること。

「教職員人権研修ハンドブック」（令和4年3月改訂予定）

(14) 【不祥事の防止】

<飲酒運転について>

- ア 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。
- イ 飲酒運転を行った教職員に対して、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給等の処分が行われる旨を周知すること。
- ウ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

<服務監督について>

- ア 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- イ 休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続をとること。特に子の看護休暇、配偶者の出産休暇及び配偶者の育児参加休暇についても適正な運用を行うこと。また、病気休暇については、関係通知を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。
- ウ 部活動指導等に従事した場合の教員特殊業務手当の支給に当たっては、支給要件を踏まえ、適正な運用を行うこと。
- エ 職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（平成25年3月29日・教委職企第2282号）

<自家用自動車等を使用しての通勤認定について>

- ア 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛すること。
- イ 職員の健康状態等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、関係通知を厳格に適用するとともに特別な事情が生じた場合には、教職員企画課長あて協議すること。

「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」
(平成 13 年 11 月 16 日・令和 2 年 11 月 27 日最終改正・教職企第 2142 号)
「働き方改革に資する自動車等通勤認定要件の一部緩和について」
(平成 29 年 9 月 7 日・教職企第 1623 号)
「自家用自動車等を使用による通勤認定事務等の適正化について」
(平成 13 年 11 月 16 日・平成 31 年 4 月 24 日最終改正・教委職企第 1130 号)

<通勤について>

- ア 通勤届出以外の方法による通勤は、通勤手当の不正受給に当たる場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。
- イ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認は、関係通知に基づき、適正な確認を行うこと。
- ウ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「通勤手当不正受給防止の徹底について」(令和 3 年 8 月 16 日・教職人第 2067 号)
「通勤手当の事後の確認について」
(平成 27 年 3 月 30 日・令和 3 年 3 月 31 日最終改正・教職企第 2768 号)
「通勤手当の支給方法について」
(平成 27 年 3 月 30 日・令和 2 年 2 月 26 日最終改正・教職企第 2331 号)
「通勤認定の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 19 日・教委職企第 2054 号)

<兼職・兼業について>

- ア 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- イ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- ウ 兼職・兼業に関する法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「教科書発行者による教科書等の執筆、編集、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」(平成 28 年 7 月 20 日・教高第 2150 号)
「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」
(平成 24 年 3 月 30 日・平成 28 年 3 月 31 日最終改正・教委職人第 4328 号)

<旅費について>

- ア 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きを執るとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。

(15) 【体罰・セクハラ防止の取組み】

<体罰の防止>

- ア 体罰が、依然として生起している現状がある。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことについて、府教育委員会が作成した資料等を活用して研修を行うなど、教職員に周知・徹底を図ること。
- イ 特に障がいのある幼児・児童・生徒については、全教職員が子どもの障がいの特性を理解すること。
- ウ 体罰事象の根絶に向けた取組みを実施の上、幼児・児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。

「『不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート』の活用について」
(令和2年5月22日・教支第1275号)
「体罰根絶に向けた取組の徹底について」(平成25年8月20日・教委高第2328号)
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」
(平成25年3月21日・教委高第3966号)
「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月)

<セクシュアル・ハラスメントの防止>

- ア 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、関係指針の趣旨を踏まえ、府教育委員会が作成した資料等を活用した研修を実施するなど、その未然防止のための学校体制を確立すること。
- イ 不必要な身体的接触や性的な内容の発言等、幼児・児童・生徒を不快にさせるような言動はセクシュアル・ハラスメントとなることを教職員に十分認識させること。
- ウ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- エ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助に当たっては、府教育委員会が作成した資料を参考に指導方法の点検を行うこと。
- オ 定期健康診断の実施に当たっては、関係通知を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月)
「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について(通達)」
(令和2年12月24日・教職人第3776号)
「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について(通達)」
(令和2年12月24日・教職人第3777号)
「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」
(平成29年12月8日改正)
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」
(平成29年5月改訂)
「セクシュアル・ハラスメント防止のために - 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点 - 」(平成22年11月)
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)
「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」(平成20年3月改訂)
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A集」
(平成15年3月)

<相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応>

- ア 体罰、セクシュアル・ハラスメント事象に対して、各学校の相談窓口が機能するように努めること。
- イ 府教育委員会が作成したリーフレットを活用し、府教育センターの「LINE相談」、「すこやか教育相談24」等や民間支援機関と連携した「被害者救済システム」を、児童・生徒、保護者及び教職員に周知すること。
- ウ 万一、体罰、セクシュアル・ハラスメント事象が生じた場合には、被害者の人権を尊重するとともに二次被害の発生防止に努めること。同時に府教育庁と速やかに連携を図り、事象の解決と被害者の心のケアに努めること。そのために迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「令和2年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」
(令和2年7月6日・教高第1938号)
「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)

第5章に係る重要事項

<教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について>

- ア 教科書発行者からの依頼により、教員が教科書等の執筆、編修、意見聴取等を受ける場合には、対価の支払いの有無に関わらず、教科書発行者に対して依頼文書の提出を求めた上で、校長・准校長による承認を得ること。また、校長・准校長は教科書発行者からの依頼文書を教育庁に送付し、承認した内容について報告すること。
- イ 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の対価として報酬を得る場合には、必ず、「営利企業の従事等について」許可の申請を行い、承認を得ること。
- ウ 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受けた教員は、その教科書発行者が関わる教科書の選定事務に関与しないこと。

「教科書発行者による教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」(平成28年7月20日・教高第2150号)

<評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成>

- ア 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲、資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。
- イ 育成(評価)者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- ウ 育成(評価)者は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導助言を行い、教職員の育成に努めること。また、評価結果については、年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

「教職員の評価・育成システム 手引き」(令和3年3月改定)
「授業アンケートの手引き ~『教職員の評価・育成システム』で活用するために~」
(令和2年3月)

<教員免許更新制についての周知徹底>

- ア 教員免許の失効は、教員だけでなく、幼児・児童・生徒にも影響があることから、「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」や「教員免許状の有効期間確認ツール」などを活用し、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」
（大阪府Webページ「教員免許更新制」）
「教員免許状の有効期間確認ツール」
（文部科学省Webページ「教員免許状の有効期間確認ツールについて～更新時期確認の御参考に～」）

<優秀教職員等表彰について>

- ア 府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものが多く表彰されるよう、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、勤務年数に関わらず、積極的に推薦をすること。

<承認研修について>

- ア 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修」（いわゆる承認研修）は、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- イ 承認手続の不備が多いことから、いかなる内容の承認研修であっても、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。

「教育公務員特例法」（平成29年4月改正）

<次世代育成について>

- ア 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援、男性を含めた働き方の見直し等を推進するために、年次休暇や子育てのための休暇・休業等の取得促進や育児休業からの復帰支援など適切な対応を行うこと。
- イ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が配偶者の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「配偶者の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。また、「育児休業」についても、男性職員が取得しやすい環境づくりに努めること。

「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校編）～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」（令和2年10月）
「次世代育成支援対策推進法」（平成15年4月施行）

<女性活躍の推進について>

- ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」の趣旨を踏まえ、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、教職員の働き方改革を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。
- イ 教職員の能力育成と資質向上のため、性別に関わらず多様な職務に従事する機会の付与に努めるとともに、育児休業からの復帰支援や研修への参加促進等、女性教職員の意欲向上に努めること。

「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」（令和3年4月）
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月施行）

第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

「取組みの重点」に関する事項

(18) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

< P D C A サイクルによる学校経営の推進 >

- ア 「学校経営計画及び学校評価」(以下「学校経営計画」という。)の策定に当たっては、前年度の学校評価を踏まえるとともに、可能な限り数値目標を掲げるなど、具体的な内容を記載すること。
- イ 各学校が策定した学校経営計画に基づき P D C A サイクルによる学校経営を推進すること。その際、めざす学校像の実現に向けて教職員が一丸となる組織的な取組みを推進すること。
- ウ 学校経営計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、年度末にはそれぞれの教育活動について具体的な根拠に基づいて着実に自己評価を行い、次年度の取組みの改善につなげること。
- エ 学校経営計画に基づき策定される、当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」に従い教育活動を推進すること。

「学校組織運営に関する指針」(平成31年1月16日改訂)
「大阪府立学校条例」(平成24年4月1日施行)

< 学校評価における学校関係者評価の活用 >

- ア 学校評価の実施に当たっては、学校教育自己診断と学校運営協議会からの意見を活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めること。
- イ 学校運営協議会においては、委員による授業その他の教育活動の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めること。

「学校運営協議会の設置等に関する規則」(平成30年4月1日施行)
「学校運営協議会の運営に関する要綱」(平成30年4月1日施行)

< 組織的・効率的な学校運営 >

- ア 教職員の幼児・児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から、校長がリーダーシップを発揮し、機能的な学校運営に努めること。
- イ 校内人事決定の際には、通知に基づき、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させることは方法の如何を問わず行わないこと。
- ウ 地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応できるよう、担当者の役割を校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。
- エ 課題に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。

「学校現場における業務改善のためのガイドライン」(平成27年7月27日・文部科学省)
「校内人事の決定について」(平成27年5月20日・教委高第1559号)

<支援チームの活用>

- ア 学校運営に当たり、必要に応じて高等学校課の育成支援チームの活用を図ること。
- イ 府教育委員会作成の関係資料を校内研修等で積極的に活用すること。

「ミドルリーダー育成プログラム」
(平成22年より毎年度発行、令和4年3月発行予定)
「保護者等連携の手引き」(平成22年3月)

<職員会議の適切な運営>

- ア 職員会議は、関係法令・関係通知に基づき、その適切な運営に努めること。
- イ 会議録は、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。

「学校組織運営に関する指針」(平成31年1月16日改訂)
「大阪府立学校の管理運営に関する規則」(平成29年4月施行)
「学校教育法施行規則」(昭和22年5月23日・文部省令第11号)

<加配教員の適切な活用>

- ア 加配教員は、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。

(19)【働き方改革】

<在校等時間管理について>

- ア 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則や要綱等に基づき、適切に行うこと。
- イ 全校一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施に加え、各学校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを行うこと。
- ウ 学校閉庁日を設定し、原則として幼児・児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等校務全般を休止することで、教職員の休暇取得を促すこと。夏季休業中には8月10日から16日の間に連続3日間以上設定すること。冬季休業中には12月28日から1月4日の間に連続3日間以上設定するよう努めること。

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」
(令和2年3月30日・教職企第2659号)
「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」
(令和2年3月30日・教職企第2659号)
「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」
(令和2年3月30日・教職企第2672号)
「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」(平成31年3月29日・教職企第2576号)
「働き方改革に係る学校閉庁日の実施について(通知)」(平成30年11月6日・教高第3100号)
「全庁一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施について」
(平成28年12月7日・教職企第1838号)
「府立学校における長時間労働健康障がい防止への取組について」
(平成27年9月4日・教委福第1171号)
「労働基準法第36条第1項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定(三六協定)締結の手引き(府立学校版)」(平成27年7月)
「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」
(平成7年3月17日)

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）
「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度等）（昭和41年1月17日）

< 休憩時間について >

- ア 休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。
- イ 職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一齐付与適用除外に係る府教育委員会の承認等の手続きが必要であるため、所要の手続きをとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一齐に休憩を与える場合には、休憩時間の一齐付与適用除外に係る承認等の手続きは要しない。

「労働基準法第36条第1項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定（三六協定）締結の手引き（府立学校版）」（平成27年7月）

< 労働安全衛生体制の充実 >

- ア 関係規則及び大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、毎月の安全衛生委員会の開催をはじめ労働安全衛生活動の活性化に努めること。
- イ 安全衛生委員会では、教職員の勤務時間に関する状況を共有し、時間外勤務の縮減方策の取組状況について調査審議するとともに、安全衛生管理者は、時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員の情報について、毎月、本人及び産業医へ情報提供すること。また、長時間労働者への医師による面接指導を実施し、教職員の健康管理に努めること。
- ウ ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。また、集団分析結果を各学校の安全衛生委員会で活用し、職場環境の改善を図ること。
- エ 元気な教職員・元気な学校づくりのために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」が実施する相談事業（セルフケア・ラインケア）及び研修事業を積極的に活用すること。

「労働安全衛生に係る報告等について」（令和4年2月通知予定）
「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」（令和3年4月1日改訂）
「府立学校におけるストレスチェック制度実施要綱」（令和3年4月1日改訂）
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月・文部科学省）
「大阪府立学校安全衛生管理規程」（教育長訓保第1051号）
「労働安全衛生規則」（昭和47年9月30日・労働省令第32号）
本冊子巻末資料P.72 - 6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

(20) 【個人情報の適正な管理】

<情報管理規定の策定>

- ア 「個人情報保護法」「個人情報保護条例」「情報公開条例」及び「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」等の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。
- イ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）や要配慮個人情報（信条や病歴等、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するもの）の取扱いに当たっては、関係法令や内閣府特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を踏まえて策定した「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」、「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」及び個別業務における要領等を踏まえ、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報や要配慮個人情報の保護、管理を徹底すること。

「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」（令和3年3月29日改正・教総第3259号）
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（令和2年5月改正・内閣府）
「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（令和2年1月改正）
「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」（令和2年1月改正）

<行政文書や個人情報の適切な取扱い>

- ア 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した電子媒体を含む）の取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。
- イ 特に、個人情報は原則として、外部記録媒体に保存せず、統合ICTネットワーク上（セキュリティモード）の学校共有フォルダ（Sドライブ）又は個人用フォルダ（Tドライブ）に保存すること。
- ウ 校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、不要な書類については廃棄すること。また、府民からの情報公開等の請求に対しては的確に対応すること。

「令和3年度 教育庁個人情報の適正管理等に関する研修資料」（令和3年8月）
「社会的養護の児童における個人情報の取扱いについて」（令和3年8月25日・教高第2515号）
「USBメモリの使用状況の調査について」（令和元年6月26日・教高第2058号）
「個人情報の適正管理のために」（平成30年9月12日・教高第2583号）
「文書の適正な管理について」（平成28年3月31日・教委高第4126号）
「個人情報の適正な管理について」（平成27年6月3日・教委高第1653号）
「統合ICTネットワークへの個人情報データ移行について」（平成26年7月1日・教委高第1910号）
「個人情報の適正な管理等について」（平成24年6月20日・教委高第1776号 / 教委施財第1809号）
「個人情報の適正な管理・保管について」（平成16年6月9日・教委学事第1427号）

<情報機器からの情報漏洩の防止>

- ア コンピュータで情報の処理を行う際には、ネットワーク等を通じて情報の漏洩が生じないように、校内で作成した取扱規定を全教職員に周知・徹底し、電子情報や記憶媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。

第6章に係る重要事項

<学校会計事務の適正化>

- ア 学校における契約事務、とりわけ2人以上から見積書を徴取して業者を決定する手続きについて、「随意契約ガイドライン」や「随意契約見積心得」を遵守し、契約手続きの公平性、透明性の確保を図るとともに、毎年度、担当職員への聞き取り等により実施状況の確認を行うこと。
- イ 学校徴収金の預り金会計については、事業終了後速やかに保護者等に対し精算報告を行い、返還又は保護者等に周知したうえで、次年度学年費に充当、繰越等の処理手続きをすること。
- ウ 学校指定物品、卒業アルバムの支払いについては、代金引換や後払い方式を徹底すること。
- エ 修学旅行の支払いは概算払いとするが、支払いは旅行出発日の30日前から前日までに行うこととし、支出の際は、契約局の入札参加資格の停止の有無等を確認すること。

「学校徴収金等の会計処理基準」（令和3年4月1日一部改正・教施財第5405号）
「学校徴収金等取扱マニュアル」（令和3年4月一部改正）

<廃棄物処理等事務の適正化>

- ア 関係法令・要領・手引きに基づき、産業廃棄物の保管及び処分、並びに特別管理産業廃棄物〔1〕の保管及び管理又は処分について、適正に事務を行うこと。
〔1〕特別管理産業廃棄物とは、廃油(揮発油類)、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物、廃水銀等)をいう。

「大阪府PCB廃棄物適正管理の手引き」（令和3年5月25日改正）
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（令和元年法律第37号改正）
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成28年法律第34号改正）

<入学者選抜の厳正な実施>

- ア 「入学者選抜事務点検マニュアル(第6版)」等を厳に遵守し、2系統による採点方法やその他点検の手順等を十分に理解した上で、選抜事務を行うこと。
- イ 特に、指示系統をあらかじめ決定し、役割分担、作業系統を明確にし、原則として決定している分担以外の作業は行わないこと、電子データやパソコンの厳重な管理体制を確立すること、すべての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うことを厳守するなど、選抜事務における点検体制を確立すること。
- ウ 休憩時間を確保するなど、採点者が集中して作業できる体制を確立すること。

「入学者選抜事務点検マニュアル(第6版)」（平成30年12月）
「入学者選抜事務点検マニュアル【知的障がい高等支援学校職業学科(本校)】」（平成30年12月）

<保護者・地域ニーズの学校運営への反映>

- ア 生徒や保護者、地域の住民の声を学校運営に反映させていくため、さらに開かれた学校づくりへ向けた取組みを進めること。
- イ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校運営協議会を活用し、保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させること。

ウ 学校教育自己診断結果の分析及び考察を学校評価に反映するとともに、その内容をホームページ等を活用して保護者等に公表すること。

エ 様々な教育活動に関する情報をホームページ等を活用して保護者等へ発信するなど、学校情報の公表を進めること。

「『学校教育自己診断』の実施について」（令和3年6月30日・教高第1877号）
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年6月30日）

<学校運営協議会を通じた学校運営>

ア 「学校運営協議会の設置等に関する規則」「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」及び各学校が定める実施要項に基づき学校運営協議会を運営すること。

イ 学校運営に関する基本的な方針（学校経営計画の「めざす学校像」及び「中期的目標」）の承認を得るとともに、学校経営計画や学校評価について必要な意見聴取を行い、学校運営の改善に努めること。

「学校運営協議会の設置等に関する規則」（平成30年4月1日施行）
「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」（平成30年4月1日施行）
「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要」（平成29年4月・文部科学省）

<保護者等への授業公開>

ア 開かれた学校づくりを進めるため、保護者等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。

イ 授業公開の実施に当たっては、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。

<学校Webページの活用>

ア 学校のWebページについては、学校の活動が鮮明に伝わるよう創意工夫に努めること。

イ 開かれた学校づくりの観点から、「学校経営計画及び学校評価」や教育方針、教育課程、とりわけ特色ある教科・科目や総合的な探究（学習）の時間等を含む年間授業計画（シラバス）、進路状況、学校いじめ防止基本方針、学校教育自己診断、学校運営協議会に係る情報など教育情報の公開に努めること。

ウ 情報の公開に当たっては、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。

<校務におけるICT活用の推進>

ア 幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保するため、ICTを活用し、校務の効率化を図ること。

イ 統合ICTネットワークを活用し、校務の情報化を進めること。

ウ 校務処理システムを活用し、生徒情報の各種管理事務の効率化を図ること。

<工科高校等の地域連携・地域貢献>

ア 工科高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる人材育成を行う学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、大学、高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を図ること。また、

地域の小学校・中学校・支援学校等の児童・生徒に対してもものづくりの魅力を伝えるため、出前授業の実施や体験教室を開催するなどの取組みを充実させること。

- イ 定時制（多部制単位制を含む）・通信制高校においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール（聴講制度）の活用の取組みをさらに推進すること。

< 週休日の教育活動 >

- ア 学校説明会、学習活動（補習・講習等）や生徒指導等、週休日における多様な教育活動の実施等については、関係通知等を踏まえて適切に行うこと。

「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱い」
（平成 16 年 9 月 21 日・教委学事第 1930 号）

< 土曜授業 >

- ア 土曜授業を実施する場合には、各学校において、学校や地域の実情、幼児・児童・生徒の負担を踏まえながら、土曜授業を実施する教育的意義、土曜授業を実施した場合の教育的効果を検討したうえで、計画を立てること。
- イ 土曜授業の実施に当たっては、実施目的や内容、頻度について幼児・児童・生徒、保護者への周知を図るとともに、十分な理解を得るよう努めること。
- ウ 教職員が土曜授業に係る業務に従事する場合は、法令の定めによる週休日の振替 [1] 又は勤務時間の割振り変更 [2] を確実にすること。
- エ 土曜授業の申請に当たっては、定められた期日を厳守し、終了後は、実施報告書を速やかに提出すること。
 - [1] 週休日に勤務することを命ずる必要があるときに、その週休日と他の勤務日とを振り替えること。
 - [2] 勤務日の勤務時間のうちの 4 時間（3 時間 45 分）だけを週休日に割り振り、勤務させること。

「土曜授業の実施にあたってのガイドライン」（平成 26 年 8 月 21 日）

< 非常勤職員の効果的な配置と活用 >

- ア 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用に努めること。
- イ 内申等の手続きに当たっては、「講師希望者登録のお知らせと講師制度の概要」等によって、勤務条件を明示するなど、適正に行うこと。
また発令に当たっては、「勤務条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、必ず変更後の勤務条件を明示すること。

「大阪府公立学校非常勤講師取扱要綱」（令和 2 年 4 月 1 日）
「非常勤職員雇用事務について」（教育庁学校総務サービス課庁内 Web ページ）
「人事事務処理要領」（教育庁教職員室庁内 Web ページ）
「教職 Q 救箱（様式集）」（教育庁教職員室庁内 Web ページ）

<行政の福祉化>

ア 府立学校における校舎等の建物清掃や除草業務等の実施に当たっては、本府の全庁的取組みを踏まえ、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援するよう努めること。

<転入学の受入対応>

- ア 一家転住等、本人の責任によらない、やむを得ない事情による転入学については、柔軟で円滑な受入れを図ること。
- イ 平成 23 年 9 月当初より設けた府内の高等学校間の転入学に当たっては、希望者に対し、在籍校において十分に指導を行うとともに、転学希望の申し出があった場合は、定員の範囲内において転学の機会を設けること。

「転入学受入れに係る Q A」(令和 3 年 3 月 17 日・教高第 3895 号)
「大阪府立高等学校編入学、転入学、留学、海外からの留学生の受入れ並びに休学及び復学取扱要領」(平成 28 年 3 月 31 日・教委支第 2244- 2 号)
「大阪府立高等学校編入学、転入学等の取扱い上の留意事項」
(平成 28 年 3 月 31 日・教委支第 2244- 2 号)
「府立高校・私立高校間の新たな転学機会等について」(平成 23 年 7 月 26 日・教委高第 1990 号)

<就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策>

- ア 就学支援金制度と、奨学のための給付金制度については、生徒や保護者等が十分に制度を理解し、必要な手続きを行うように周知に努めること。
- イ 授業料等の未納者に対しては、事務取扱要領の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等による面談等、積極的な納入指導に取り組むとともに、「債権の回収及び整理に関する条例」、「財務規則」及び「債権回収・整理マニュアル」に基づき適正な債権管理を行うこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合は、府教育庁に徴収事務を引き継ぐこと。
- ウ 入学料は入学前納付としている趣旨及び修学支援の制度等について十分説明し、未納防止に努めること。入学許可の取消しについては、「聴聞手続」など適正な手続きを経た後、実施すること。
- エ 授業料や入学料に未収がある場合は、「大阪府税外収入延滞金徴収条例」の適用を受け延滞金を徴収することになる可能性があることに留意すること。

「大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領」(令和 3 年 3 月 31 日改正・教施財第 5488 号)
「大阪府税外収入延滞金徴収条例」(平成 22 年 11 月 4 日条例第 60 号)

<備品の適正管理>

- ア 備品の管理に当たっては、物品管理者(校長)、物品取扱責任者(事務(部)長・課長補佐・主査)が定期的に現物調査し、照合確認等すること。
- イ 物品取扱者(教職員)は、その担当する備品について、責任を持って保管・利用・照合確認等を行うこと。

「備品管理の適正化について」(平成 23 年 7 月 13 日・教委施財第 1661 号)

第7章 安全で安心な学びの場づくり

「取組みの重点」に関する事項

(21) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

<生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

ア 幼児・児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席、虐待、貧困など幼児・児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、その自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて考えさせるよう努めること。

イ 幼児・児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止められるよう、臨床心理士や精神科医等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実に努めること。

ウ ヤングケアラーについては、日頃の児童・生徒との対話や面談等により、早期発見・把握に努めるとともに、当該児童・生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援等を実施すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協働することにより、校内の相談支援体制の充実を図るとともに、児童・生徒の気持ちに丁寧寄り添いながら適切な支援につなげること。

エ 必要に応じて地域の保健医療機関や福祉機関等専門の支援機関と連携すること。

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」
(令和3年5月・文部科学省、厚生労働省)
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月・文部科学省)
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月)
「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月・内閣府、文部科学省、厚生労働省)
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」
(平成31年2月・内閣府、文部科学省、厚生労働省)
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)

(22) 【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】

<学校安全計画の策定>

ア 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。

イ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

学校保健安全法(平成27年6月改正)

(23) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

<安全確保及び学校の安全管理>

ア 子どもの安全を脅かす事象に対しては、学校及び子どもの安全を守るための諸通知に基づき、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業期間中の登校日等における必要な措置を講じること。

イ 学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めるとともに危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、安全教育の一層の充実を図ること。とりわけ、幼稚部、小・中学部を設置する支援学校及び中学校の登下校時については、「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検」の結果を踏まえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全対策に取り組むこと。その際には「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえたものとする。

ウ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。

エ 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、交通安全に関する指導を充実すること。とりわけ登下校時の自転車利用につき、ルールやマナー等を徹底すること。また、児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことをPTAと連携するなどして周知すること。

「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検について」（令和元年8月23日・教保第1806号）
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月・文部科学省）
「『登下校防犯プラン』について」（平成30年7月3日・教保第1527号）
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について
（平成28年3月25日・教委保第2747号）
「交通安全教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」
（平成24年3月・文部科学省）
「こどもエンパワメント支援指導事例集」（平成19年3月改訂）
「学校安全緊急アピール - 子どもの安全を守るために -」（平成16年1月・文部科学省）
「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成15年6月・文部科学省）
「安全教育教材ビデオ『きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室』」（平成15年3月）
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」（平成14年10月）
「学校における児童生徒等の安全を確保するために」（平成13年7月）

<安全対策の推進>

ア 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」（平成23年3月・文部科学省）
「学校の危機管理マニュアル - 子どもを犯罪から守るために -」（平成19年11月・文部科学省）
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」（平成17年3月）
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」（平成16年3月）
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」（平成15年12月）

<緊急事態への対処>

ア 万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯計画を策定し、救急体制及び防犯訓練等の危機管理体制を確立すること。また、実効性のある計画となるよう、適宜点検・見直しを行うこと。

イ 教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図ること。

「令和3年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」（令和3年8月4日・教高第1519号）
「「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について」（令和3年6月17日・教保第1507号）
「学校の危機管理マニュアル - 子どもを犯罪から守るために -」（平成19年11月・文部科学省）
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」（平成17年3月）
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」（平成16年3月）
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」（平成15年12月）

<学校給食における衛生管理の徹底>

ア 学校給食実施においては、学校給食法第九条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染及び拡大予防に努めること。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」文部科学省（最新版を参照すること） 「学校給食衛生管理基準の取扱いについて」（平成29年8月・文部科学省） 「学校給食施設・設備の改善事例集」（平成25年3月・文部科学省） 「学校給食調理従事者研修マニュアル」（平成24年3月・文部科学省） 「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」（平成23年3月・文部科学省） 「調理場における洗浄・消毒マニュアル」（平成22年3月・文部科学省） 「学校給食衛生管理基準の施行について」（平成21年4月・文部科学省） 「学校給食における食中毒防止Q&A」（平成21年3月・独立行政法人日本スポーツ振興センター） 「調理場における洗浄・消毒マニュアル」（平成21年3月・文部科学省） 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（平成20年3月・文部科学省）
--

(24) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

<学校の体育活動中の事故防止等の徹底>

ア 各活動場所においては、活動内容、児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。

イ 技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。

ウ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。

エ 児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを遵守するよう、指導を徹底すること。

オ 熱中症予防に向けては、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。

カ 屋外での体育活動においては、天候の急変等に十分注意するとともに、落雷等が予測される時はためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

キ 万一来に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

「学校水泳プールの安全管理及び水泳等の事故防止について」
 (令和3年5月6日・教保第1270号)
 「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」
 (令和3年2月15日・教保第2466号)
 「熱中症事故防止について」(令和2年7月1日)・教保第1477号)
 「熱中症事故の防止について[修正版]」(令和2年6月8日・教保第1347-2号)
 「運動会・体育大会等における組体操について」(令和元年6月11日・教保第1420号)
 「熱中症予防のための運動指針」の見直し及び熱中症予防のための「暑さ指数計」の配付について」(令和元年5月29日・教保第1316号)
 「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)
 「落雷事故の防止について」(平成30年7月31日・教保第1679号)
 「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」(平成30年7月23日・教保第1645号)
 「学校水泳プールの安全管理及び水泳等の事故防止について」
 (平成30年5月8日・教保第1229号)
 「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について」
 (平成29年1月16日・教保第2425号)
 「スポーツ事故防止対策映像資料(D D)『スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と応急処置』」
 (平成28年9月30日・独立行政法人日本スポーツセンター)
 「スポーツ事故防止対策映像資料(D D)『運命の5分間 その時あなたは ~突然死を防ぐために~』」(平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツセンター)
 「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」(平成26年4月4日・文部科学省)
 「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」
 (平成25年9月4日・文部科学省)
 「体育授業中の事故防止について」(平成19年10月3日・教委保第1921号)

第7章に係る重要事項

< A E Dを含む心肺蘇生実習の実施 >

ア すべての教職員が、A E Dの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるため、講習等を毎年実施するよう努めること。講習等では、「死戦期呼吸」についても周知すること。

イ 保健の授業等において生徒対象の実習を計画すること。

「救急蘇生法の指示2015(市民用)の追補について」(令和2年6月18日・教保第1427号)
 「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインの補訂について」
 (令和2年6月4日・教保第1340号)
 「スポーツ事故防止対策映像資料(D D)『運命の5分間 その時あなたは ~突然死を防ぐために~』」(平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター)

第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

「取組みの重点」に関する事項

(25)【家庭教育支援の充実】

<親学習の実施促進>

- ア 児童・生徒が自分の将来を見据え、家庭や家族について考えることのできる親学習を推進するとともに、教職員に対しては、府教育庁が実施する親学習をはじめとした家庭教育支援に関する研修への積極的な参加を促すこと。
- イ 保護者が主体的に学べるよう、PTA研修等を活用して親学習の実施に努めること。
- ウ 親学習の実施に際しては、大阪府教育委員会作成の親学習教材等を活用するとともに、必要に応じ親学習リーダーをはじめとする地域人材等との効果的な連携を図ること。

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(令和2年3月増補)

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」(令和2年3月増補)

第8章に係る重要事項

<教育コミュニティへの参画と活性化>

- ア 学校を核とし、地域社会の様々な人々が子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わる地域学校協働活動等を行う教育コミュニティづくりに参画し、その活性化を図ること。

<地域学校協働活動への参画・協力>

- ア 近隣地域の学校支援地域本部や地域教育協議会(すこやかネット)等の地域学校協働本部の活動に積極的に参画・協力すること。
- イ 支援学校においては、教育コミュニティづくり推進事業の活用等により、地域社会の様々な人々による学校教育への支援活動が活性化するよう努めること。

「社会教育法」(令和元年6月改正)

<PTA活動の活性化>

- ア 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化を図り、教育コミュニティづくりに寄与できるよう努めること。

資料

大阪府の教育相談

1 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

内 容 府内の児童生徒、保護者、教職員に対し、教育上の様々な問題や悩みについて、電話、メール、面接、LINE による教育相談（学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談）を実施する。

（相談は無料、秘密は厳守する。）

・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者が希望する性の相談員が応じる。

・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など。

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）

電話 06-6607-7353

24 時間対応「すこやか教育相談 24」

（平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けている。）

電話 0120-0-78310 FAX 06-6607-9826（教育相談室直通）

受 付 月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（祝日、年末年始は休み）

ただし、電子メール・FAX 受付 24 時間、回答は後日

面接相談は学校を通しての予約が必要

LINE 相談は児童生徒のみ毎週 1 回 17 時から 21 時

場 所 大阪府教育センター 教育相談室（本館 5 階）

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23

交通機関 OsakaMetro 御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約 700m

JR 阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約 1400m

近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約 1700m

『すこやか教育相談』のホームページは、

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

2 大阪府高等学校教育支援センター（大阪府教育センター所管）

名 称 大阪府高等学校教育支援センター

内 容 心理的又は情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある高校生（府立中学生を含む）を対象に学校復帰を支援し、社会自立をめざして学習支援や心理支援を行う。

場 所 〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23 大阪府教育センター本館 5 階

問合せ先 大阪府高等学校教育支援センター 電話：06-6607-7366

午前 9 時～午後 4 時（土・日・祝日を除く）

3 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン（電話相談）

電話番号 06-6944-7867

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等、未成年に関する困りごとや、いじめや友達付き合い等での悩みの相談を本人や保護者等から電話で受ける。

名 称 青少年クリニック（面接相談）

電話番号 06-6773-4970

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題に合った指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が、面接とともに親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるためには、直接電話するか、最寄りの警察署（少年係）に連絡し、予約をする。

4 大阪府こころの健康総合センター

主な相談取扱内容（予約制）

専門相談として、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症でお悩みの本人や家族からの相談をお受けしています。また、大切な人を自死で亡くされた方の相談もお受けしています。

電話番号 06-6691-2818（相談支援・依存症対策課 直通）

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

第2・第4土曜日 午前9時～午後5時30分（依存症の相談）

その他、下記の電話相談を実施しています。

名 称 こころの電話相談

電話番号 06-6607-8814

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時

毎週水曜日は、若者専用の電話相談（わかぼちダイヤル）を行っています。

名 称 こころの健康相談統一ダイヤル（電話相談）

電話番号 0570-064-556

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時

5 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。（祝日、年末年始を除く）

各府民センタービル内に設置していた青少年相談コーナーは、平成29年3月末をもって廃止され、同年4月1日以降、子ども家庭センターにおいて、青少年相談に対応しています。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター	072-828-0161	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	072-828-0190	

池田子ども家庭センター	072-751-2858	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	072-751-1800	
吹田子ども家庭センター	06-6389-3526	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	06-6389-2099	
東大阪子ども家庭センター	06-6721-1966	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	06-6721-5336	
富田林子ども家庭センター	0721-25-1131	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	0721-25-2263	
岸和田子ども家庭センター (生活福祉課以外)	072-445-3977	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	072-441-0125	
岸和田子ども家庭センター (生活福祉課)	072-430-4321	忠岡町、熊取町、田尻町、岬町に住んでいる方

生活困窮者に係る相談等を担当。

虐待通告電話は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分

上記時間帯以外は、072-295-8737（大阪府子ども家庭センター夜間休日虐待通告専用電話）へ
こども専用「子どもの悩み相談フリーダイヤル」 0120-7285-25（24時間365日対応）

6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

組合員の心身の健康増進のために、臨床心理士等の専門家が様々なこころの相談に応じるほか、教育委員会や学校等所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣している。

所在地 〒664-8533 兵庫県伊丹市車塚3丁目1番地 公立学校共済組合近畿中央病院
土曜日（毎週）及び水曜日（月2回）、以下で出張相談を実施
〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪

電話 0120-556-879

URL <https://www.kouritu.or.jp/osaka/kousei/kanri/osakamentalhospital/index.html>
令和4年度の事業概要については下記のとおり（変更される場合がありますので、最新の情報は上記URLよりホームページをご確認ください。）

【相談事業】

対象

組合員と被扶養者

相談内容

ご自身のこころの健康に関する相談

管理職からの職場環境・教職員のメンタルヘルス等に関する相談

相談内容は秘密厳守で実施

相談形式

直接面談及びオンラインによる相談

費用

無料

相談スタッフ

公認心理士等（必要に応じて医師が対応）

ご利用方法

相談予約

【電話番号】 0120-556-879 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分

【インターネット予約】 ホームページ内予約フォームにて24時間受付

開設日、開設時間等

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 1回50分以内

年末年始（12月29日～1月3日）ならびに「国民の祝日に関する法律」に規定された
休日を除く

【研修事業】

研修会等

職場環境改善、メンタルヘルス不調のある教職員への対応方法等をテーマとする管理職研修、
また教職員のメンタルヘルスに焦点を当てた一般研修を実施

研修会等への講師派遣事業

学校等の所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣

組合員10人以上の参加を条件

派遣に要する費用は無料

カリキュラムNAV i プラザ（カリナビ）

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、カリキュラムに関する相談・情報発信、学びを深めるための研究・研修支援、学校づくりや授業づくりに関する資料収集・発信等を行っている。

場 所 大阪府教育センター内（本館2階）
〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23

連絡先 電話 06-6692-1657（直通） F A X 06-6692-1224
電子メール navi@edu.osaka-c.ed.jp

交通機関 Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車 東北東へ約700m
JR 阪和線「我孫子町」駅下車 東へ約1400m
近鉄南大阪線「矢田」駅下車 西南西へ約1700m

大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後3年以内で大阪府に定着する中国残留邦人等の家族（二世）等、一定の要件に該当する中国帰国者が小学校、中学校、高等学校及び支援学校に通学する子（三世）について学校に相談する場合や医療機関での適切な受診等、関係行政機関等からの助言、指導及び援助を容易に得られるよう、中国語と日本語の通訳を行う自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っている。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課（恩給援護グループ） 電話番号 06-6944-6662

大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4 階	少年育成室 06-6772-4000 育成支援室 06-6772-6662	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、 中央区の一部（旧東区）、東成区、 城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、 阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区末広町 3-21 扇町センタービル 6 階 605 号	少年育成室 06-6362-2225 育成支援室 06-6311-0660	大阪市域のうち、北区、福島区、 此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2 階	少年育成室 06-6211-3400 育成支援室 06-6211-0141	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南 区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、 港区、大正区、住之江区
八 尾	八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4 階	少年育成室 072-992-3256 育成支援室 072-992-3301	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市西区鳳東町 4-390-1 泉北府民センタービル 3 階	少年育成室 072-274-2355 育成支援室 072-274-2152	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、 泉北郡
池 田	池田市城南 1-1-1 豊能府民センタービル 4 階	少年育成室 072-710-3617 育成支援室 072-710-3570	豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
枚 方	枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル 4 階	少年育成室 072-843-2000 育成支援室 072-843-1999	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階	少年育成室 0721-25-4922 育成支援室 0721-24-5510	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 南河内郡
岸和田	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル 4 階	少年育成室 072-423-2486 育成支援室 072-438-7735	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、泉南郡
茨 木	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4 階	少年育成室 072-625-6677 育成支援室 072-621-4114	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 三島郡
受付期間 午前 9 時～午後 5 時 45 分 土曜日、日曜日、祝日は休み		相談申込 電話か直接来所	相談担当者 警察職員
リンク集： 大阪府警察 https://www.police.pref.osaka.lg.jp/ (トップページから「少年サポートセンター」を検索) 大阪府青少年課 http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/syounensupportcenter/index.html			

社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町 4-8-27	0725-46-2162	J R 阪和線「信太山」駅 下車 西へ 600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山 299	0721-93-8321	近鉄長野線「喜志」駅から 金剛バス「近つ飛鳥博物館 前」下車 東へ 600m
花の文化園 (フルルガーデン)	〒586-0036 河内長野市高向 2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 「河内長野」駅から南海バス 「上高向」下車 南東へ 800m
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園 1-18	072-721-7967	阪急箕面線「箕面」駅下車 北へ 1 km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内 1-13-2	06-6866-3621	北大阪急行「緑地公園」駅 下車 南西へ 620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中 2	072-367-8891	南海高野線「大阪狭山市」駅 下車 西へ 700m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRC ビル 5 階	06-4301-7783	Osaka Metro 中央線「弁天町」 駅 下車 4 番出口 北へ 700m JR 環状線「弁天町」駅 下車 北口 北東へ 600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城 2-1	06-6947-7208	Osaka Metro 中央線・J R 環 状線「森ノ宮」駅 下車 西へ 400m
少年自然の家	〒597-0102 貝塚市木積字秋山長尾3350	072-478-8331	水間鉄道「水間観音」駅から 福祉型コミュニティバス(は ーもにーばす)「少年自然の 家」下車 400m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島 1-2-10	06-6203-0474	Osaka Metro・京阪「淀屋橋」 駅 下車 1 号出口 北東へ 300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北 1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線「荒本」駅 下車 1 番出口北西へ 400m
上方演芸資料館 (ワッハ上方)	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMB Aビル7階	06-6631-0884	Osaka Metro「なんば」駅 南海「難波」駅 近鉄・阪神「大阪難波」駅 下車 500m JR大和路線「JR難波」駅 下車 900m

学校組織運営に関する指針

平成18・12・7
改訂 平成22・12・22
改訂 平成26・4・25
改訂 平成26・6・3
改訂 平成31・1・16

1 目的

- (1) 校長・准校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立する。
- (2) 学校教育をめぐるさまざまな課題と急速な社会の変化に対応できるように、迅速な意思決定により、学校組織の機動力を高めるとともに、絶えず効率的な業務運営を追求する。

2 組織運営に当たって

(1) 中期的目標と学校経営計画

<中期的目標と組織運営>

- ア 校長・准校長は、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を確立し学校経営計画を策定する。
- イ 組織運営においては、PDCAサイクルを導入し、目標管理を徹底する。
- ウ 教育活動や業務は、特定の個人の力量に負うことがないよう、業務のシステム化・ICT化などによって、組織全体で取り組む。
- エ 年間の業務実態や個々の教職員の業務実態を把握し、可能な限り、業務の平準化を図る。
- オ 校長・准校長は校内組織について常に業務を見直し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドする。

<学校経営計画と学校教育計画>

- ア 学校経営計画では、中期的目標を踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。学校教育計画は、学校経営計画に基づき、当該年度の教育活動について具体的な方針を示す。
- イ 学校経営計画の策定に当たっては、可能な限り目標を数値化するなど、教職員が目標達成に向け一丸となって取り組むことができる内容になるよう努めるとともに、めざす学校像及び中期的目標については、学校運営協議会の承認を得るものとする。
- ウ 学校経営計画及び学校教育計画の策定に当たっては、前年度の総括と改善計画および学校運営協議会の提言を踏まえる。
- エ 学校教育計画の策定と総括には、全ての教職員がそれぞれの係っている分野で参画し、学校教育目標と計画・方針の共有化を図る。
- オ 校長・准校長は学校経営計画を年度当初に教職員に周知し、教職員はそのもとに各学年・分掌・教科等及び各個人の目標と方策を策定する。
- カ 各学年・分掌・教科等及び各個人の目標や計画の策定に当たっては、目標を数値化するなど、その到達度が客観的に評価可能な内容になるよう努める。
- キ 目標の達成度や計画の進捗状況については、適宜、具体的に評価を行うこと。なお、その際学校運営協議会の意見や学校教育自己診断等を参考にし、必要に応じて計画と方策を修正する。
- ク 年度末には、各学年・分掌・教科等および教職員個人において年度の取組みを総括し、成果と残された課題を明らかにし、次年度に向けて改善計画を策定する。

(2) 校内組織と会議

校務に関する決定は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

<首席等>

- ア 首席及び学年・分掌等の長は、学校経営計画の円滑な達成のために指導力を発揮する。
- イ 首席及び学年・分掌等の長は、所管する分野における業務の遂行に責任を持ち、必要に応じて、校長・准校長及び教頭・事務(部)長・首席に報告・連絡・相談する。

<運営委員会等>

- ア 校長・准校長は学校運営の核となる組織として、教頭、事務(部)長、首席及び学年・分掌等の長からなる運営委員会等を設置する。

イ 首席及び学年・分掌の長は、校長・准校長に対し、所管する分野における業務の遂行について運営委員会等で報告する。

ウ 運営委員会等において、首席及び学年・分掌等の長は、それぞれの所管する組織の立場にこだわらず、常に学校全体の立場から意見交換を行い、もって校長・准校長が自校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。

<職員会議>

ア 校長・准校長は職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

イ 職員会議は校長・准校長が招集し主宰する。

ウ 職員会議においては、校長・准校長が必要と認める校務に関する事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。

エ 円滑な会議運営のために校長・准校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長・准校長の権限を制限することがあってはならない。

オ 校長・准校長が特に必要と認める場合、挙手・投票により教職員の意見を聴取することができる。ただし、教職員による挙手・投票の実施を原則としたり、教職員の意見が校長・准校長の権限を実質的に制限することがあってはならない。

カ 職員会議の記録はあらかじめ校長・准校長が定めた記録者によって作成し、発言者の確認のもと、校長・准校長の決裁を経て確定する。

キ 職員会議の案件についてはあらかじめ運営委員会等で論点を整理しておくなど、時間の短縮化を図り、効率的に運営するために、あらかじめ時間を定め、必要な資料等を事前に配付するなどの工夫をする。

<会議運営>

ア 課題に迅速に対応しつつ、児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議は極力効率的に短時間でを行う。

イ 会議の開催に当たっては、目的・時間・案件・説明者を明らかにするとともに、事前に議論の整理と資料等を配付するなどして、会議運営の円滑化と効率化を図る。

ウ 校長・准校長が決定し会議で示した事項は、全員が責任を持って実行する。

(3) 人事

<人材の育成>

ア 校長・准校長は、中期的な人事計画を作成し、学校目標の達成に向け、中堅・若手教員の育成に努める。

イ 評価育成システムを活用して、校長・准校長は教職員ひとりひとりの育成課題を認識し、次代を担う人材の育成に努める。

ウ 人材を育成するに当たっては、日常の業務を組織的に遂行するとともに、校外研修の成果を校内に還元して、組織全体の力量を引き上げることに留意し、学校組織全体の活性化につながるよう努める。

エ 首席・指導教諭は日常業務でのOJTを通じて教員の育成に努める。

オ 授業観察・授業公開・研究授業および生徒による授業評価を活用して、教員の授業や生徒指導における資質向上を図る。

<主任等の校内人事>

ア 学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の決定及び発令は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

イ その権限の行使に当たって校長・准校長は、必要に応じて教頭、事務(部)長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。また、教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は取らない。

ウ 校長・准校長は、自らの指揮監督のもと、必要に応じて校内人事に関する事務を行うための校内組織を置くことができる。ただし、この校内組織は、校長・准校長を補佐するため、教頭や首席等を主たる構成員として置かれるものであり、構成員の決定、運営、意思決定等、いかなる場面においても校長・准校長から独立したものであってはならない。(当該組織が管理職以外の教職員を主たる構成員とし、人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長・准校長が追認することは認められな

い。)

(4) 予算

- ア 校長・准校長は、中期的目標のもとでの年次計画を踏まえ、学校経営計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにした予算編成の基本方針を定め、教職員に周知する。
- イ その上で、事務(部)長はじめ事務職員、学年・分掌・教科等の意見を十分聴取し、配分の重点化に配慮した予算編成を行う。
- ウ 光熱水費等の節減により生じた余剰金は教育活動に活用する、また、備品については遊休化することがないよう他校とも連携し積極的な活用を図る。
- エ 校長・准校長・教頭・事務(部)長等は、月単位の執行状況や予算残を把握し、計画的執行に努める。
- オ 教頭・首席等のリーダーシップのもと、事務職員と教員の連携を図り、教育活動と予算との関連性についての認識を共有化し、コスト意識の涵養に努める。

(5) 校長・准校長の適切なリーダーシップ発揮のために

- ア 学校経営を行うに当たってP D C Aサイクルを有効に機能させるためには、校長・准校長が適切にリーダーシップを発揮することが不可欠である。
- イ 学校経営を行うに当たって校長・准校長は、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起する。
- ウ 校長・准校長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、府教育委員会としては、組織的に支援していく。



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～



教育庁教育振興室高等学校課 令和4年2月発行

〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351

ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>

電子メール kyoikushinko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp